

# 栗国村一般廃棄物処理基本計画

令和7年2月

栗国村



## < 目 次 >

### 第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理計画の策定について ..... 1
2. 栗国村一般廃棄物処理基本計画の基本的事項 ..... 4
3. 栗国村の一般廃棄物処理に係る基本方針 ..... 6

### 第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況 ..... 8
2. ごみ処理の状況 ..... 19
3. ごみ処理の課題 ..... 27
4. ごみ処理行政の動向 ..... 29
5. ごみ排出量の予測 ..... 31
6. ごみの減量化目標 ..... 34
7. ごみの排出抑制のための方策 ..... 37
8. ごみの分別区分の計画 ..... 40
9. 収集・運搬計画 ..... 41
10. 中間処理計画 ..... 41
11. 最終処分計画 ..... 42
12. 大規模災害時の廃棄物処理について ..... 43

### 第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理体制	45
2. 施設整備状況	46
3. 生活排水処理の現況	47
4. 生活排水処理の課題	49
5. 生活排水処理の将来量について	50
6. 生活排水処理対策	50
7. 生活排水の処理計画	52
8. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画	52
9. し尿及び浄化槽汚泥の最終処分計画	52

### 資料編

資料1 粟国村の概要	(1)
資料2 第4次粟国村総合計画 基本構想・前期基本計画 第2期粟国村まち・ひと・しごと創生総合戦略について	(11)
資料3 関係法令	(12)
資料4 沖縄県内の一般廃棄物処理状況	(39)
資料5 不法投棄の現状と取組	(51)
資料6 粟国村の水環境、水質保全の状況	(61)
資料7 用語集	(62)

## 第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

### 1. 一般廃棄物処理計画の策定について

#### (1) 一般廃棄物処理計画策定の法的根拠

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な事項について、市町村に策定が義務づけられている計画です。

なお、計画策定に当たっては、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」等に基づき策定します。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋：一般廃棄物処理計画に係る条項）

**第6条** 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## (2) 一般廃棄物処理計画の構成及び内容

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）」及び「当該基本計画の実施のために必要な各年度の廃棄物処理について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）」から構成されます。また、それぞれ、「ごみに関する部分」と「生活排水に関する部分」から構成されます。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を示すものとなります。その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会情勢や経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討し、また、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

なお、一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画等を明確にし、市町村はこれに基づき一般廃棄物の処理を行っていくものとしています。

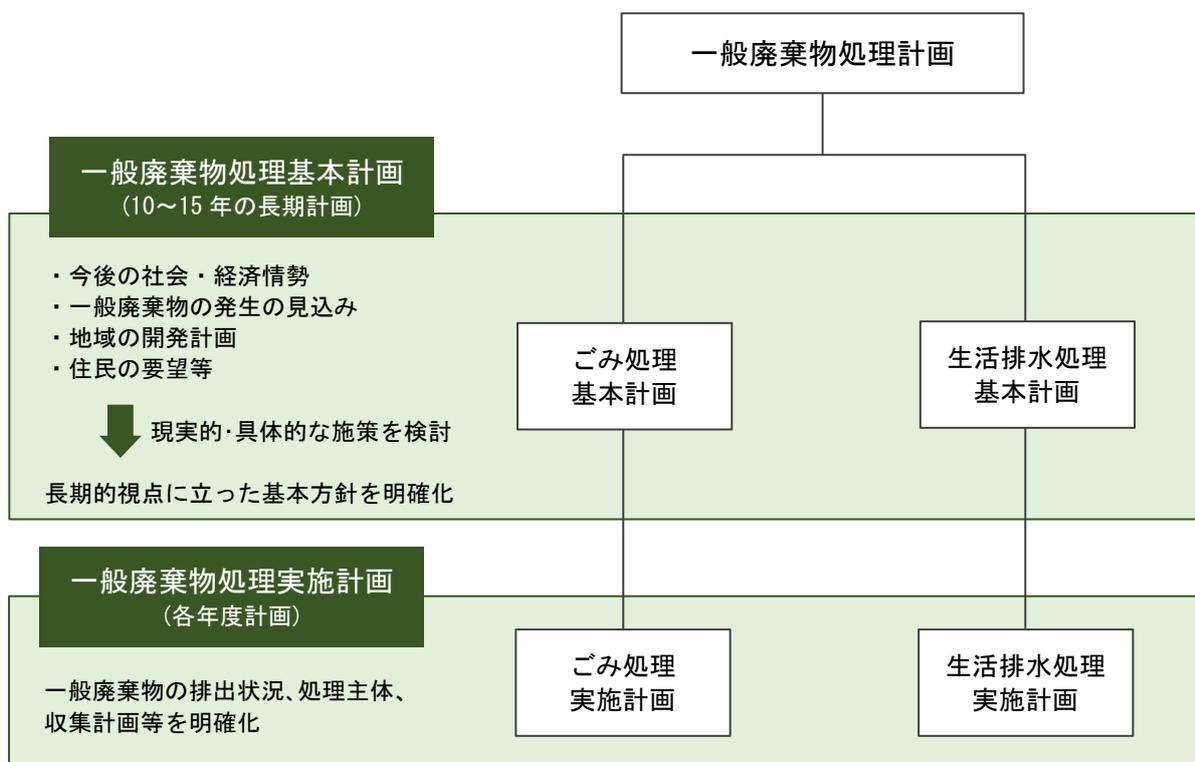


図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成

### (3) 粟国村一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法及び「粟国村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」に基づき策定するものであり、同法に規定される廃棄物処理に係る基本的な事項について定めます。

計画は、廃棄物処理法その他、循環型社会形成推進基本法や資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法等の各種関連法令、沖縄県廃棄物処理計画や第4次粟国村総合計画等の上位計画との調和及び整合を図って策定します。

以下に一般廃棄物処理基本計画の位置づけを示します。

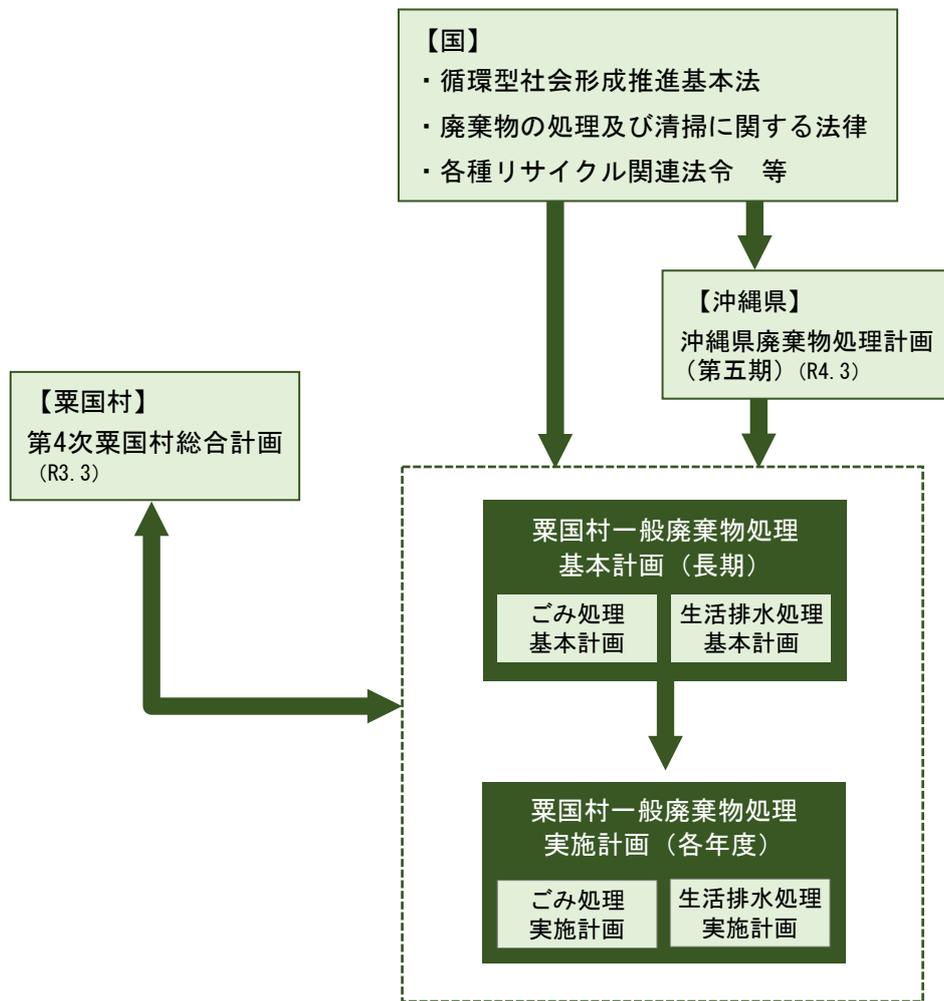


図 1-2 粟国村一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

## 2. 粟国村一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

### (1) 対象地域

本計画の対象地域は粟国村全域とし、また、「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」において、ごみ処理の広域化・集約化が検討されている那覇市・南風原町環境施設組合（構成市町：那覇市及び南風原町）との共同処理を踏まえた内容とします。

### (2) 対象となる廃棄物

本村が自ら、あるいは本村以外のもに委託して処理する一般廃棄物のみならず、本村で発生するすべての一般廃棄物について対象とします。

### (3) 計画の目標年度

本計画は、令和7年度を初年度とし、10年後の令和16年度を目標年度とします。

計画期間における本村や周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かした、理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指すものとします。

なお、本計画は、計画期間においておおむね5年ごとに見直すほか、前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直します。



図 1-3 粟国村一般廃棄物処理基本計画の目標年度

#### (4) 進行管理について

本計画の進行管理にあたっては、基本計画の策定・改定（Plan）、施策の実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）からなるPDCAサイクルにより継続的に行っていきます。

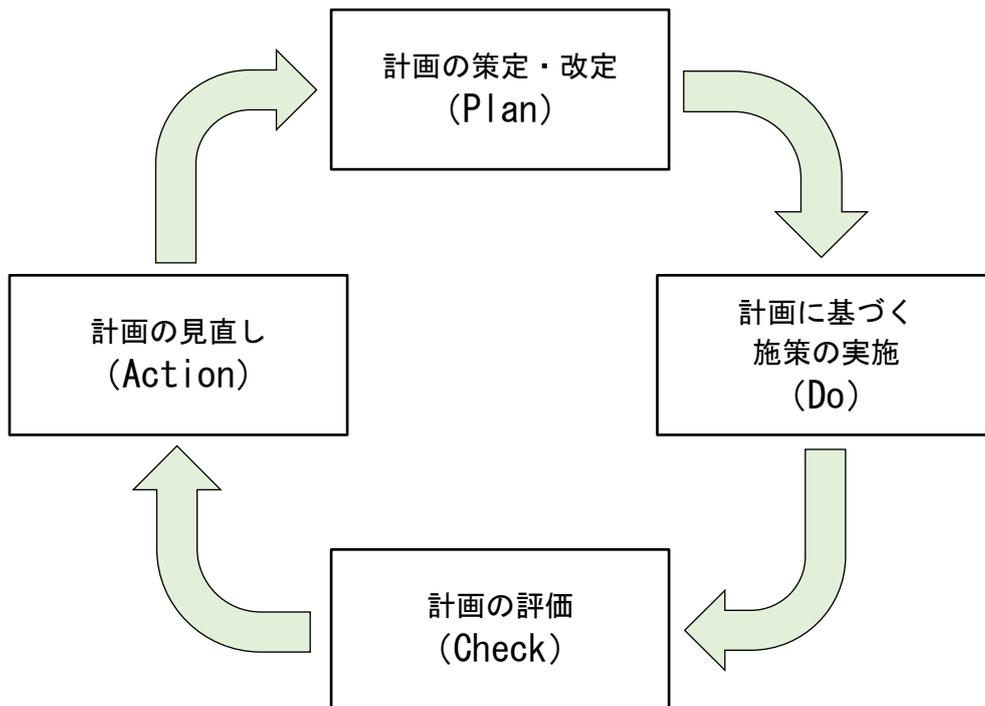


図 1-4 PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

### 3. 栗国村の一般廃棄物処理に係る基本方針

#### (1) ごみ処理の基本方針

本村では、「循環型社会」の形成に向け、ごみの発生を抑制し(リデュース)、製品等の再使用(リユース)に努め、資源として再生可能なものについては再生利用(リサイクル)を図る3Rを推進します。

行政・住民・事業者の3者の協働により、「循環型社会」の構築を目指します。

本村の今後のごみ処理の基本方針を以下のように定め、ごみの排出抑制及びごみの適正処理に向けて積極的に行動します。

#### ごみ処理の基本方針

##### 基本方針1 ごみの排出抑制の推進

行政・住民・事業者の3者が協働し、それぞれの責任と役割分担の下に、ごみの排出抑制に取り組みます。

##### 基本方針2 ごみの資源化の推進

分別の徹底を呼びかけ、さらなるリサイクルに努めます。

##### 基本方針3 ごみの適正処理

循環的利用が困難なごみについては、適正な処理・処分を行います。  
また、不法投棄や野焼きなどのごみの不適正処理の防止に努めます。

##### 基本方針4 ごみに関する普及・啓発

ごみ問題やリサイクルなどに関する情報を発信し、ごみの排出抑制やリサイクルの推進、不法投棄防止、環境美化などに関する普及・啓発を推進します。

## (2) 生活排水処理の基本方針

本村では、農業集落排水処理施設への接続を促進します。

農業集落排水処理施設への接続が困難な地域については、合併処理浄化槽の普及を促進します。

本村の今後の生活排水処理に関する基本方針を以下のように定め、公共用水域を保全し、快適な生活環境を目指すために積極的に行動します。

### 生活排水処理の基本方針

#### 基本方針 1 農業集落排水処理施設への接続の推進

農業集落排水処理施設への接続を促進します。

#### 基本方針 2 合併処理浄化槽の普及推進

農業集落排水処理施設への接続が困難な地域については、合併処理浄化槽の普及を促進します。

#### 基本方針 3 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設備の適正管理を設置者に啓発します。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 1. ごみ処理の現況

#### (1) ごみ処理体制

本村のごみの収集・運搬は、事業所が少ないため、一般家庭より排出される「生活系ごみ」と事業所より排出される「事業系ごみ」ともに、直営にて行われています。

ごみの中間処理は、もえるごみについては「美ら島あぐにクリーンセンター」において一時保管を行い、その焼却処理については「那覇・南風原クリーンセンター（那覇市・南風原町環境施設組合）」に委託しています。

もえないごみや粗大ごみ、資源ごみ等については、前処理施設において、破碎・切断処理、圧縮処理及び資源化物の選別等を行っており、その処理残渣は、小型焼却炉による焼却及び栗国村一般廃棄物処理最終処分場（埋立処分地）における埋立処分を行っています。

次頁に本村のごみの分別区分、収集・運搬体制、中間処理体制及び最終処分体制について示します。

# ①ごみの分別区分

本村のごみの分別区分は、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、家電リサイクル品等及び資源ごみとなっており、その分別区分を示した分別ポスターを図 2-1 に示します。

なお、草木は資源ごみとして週 1 回、生ごみは登録世帯（事業所含む）のみ資源ごみとして週 3 回分別収集を行っています。

## 粟国村 家庭ゴミの正しい分け方・出し方

平成 27 年度 (2015 年)

**自宅の門の前に  
朝 8 時 30 分までに出して下さい。**  
(収集車が入らない路地に面している場合は役場民生課に相談して下さい)

・平成 27 年 4 月 1 日より家庭ごみの有料化に伴いルールが変わります。  
・ごみ袋は、重さ 5 kg 以内に抑え、必ず口をしぼってから出して下さい。  
・分別されていないごみは収集できません。燃えるごみは指定袋を利用して出して下さい。  
**村民一人一人の力で美ら島粟国にしましょう!!**

**指定袋で出すもの** **もえるごみ** ※袋を分ける必要はありません。

**月・木**

- 繊維類 (カーテンや毛布等)
- DVD、CD、テープ
- プラスチック類
- 紙オムツ 汚物はトイレに流す。
- 下着類、靴下
- 発泡スチロール
- ゴム、革製品
- 廃食油 新聞紙をビニール袋に詰めて染み込ませる。
- 紙くず ※資源ごみとして出せない紙も含まれます。・FAX 用紙 (感熱紙)・写真・油紙・窓付き封筒・カーボン用紙など
- 生ごみ できるなら水分をしぼりきってから出して下さい。

**指定袋以外で出せるもの** **もえないごみ** ※それぞれ袋を分けて出して下さい。 / **粗大ごみ / 家電リサイクル品等**

**火**

- 金属類、小型の家電製品**  
カサ、ハンガーはひも等で束ねて下さい。
- 陶器、ガラス類、茶碗、皿、鏡など**  
蛍光灯・ガラス・びんの破片や刃物の部分は、新聞や厚い紙などに包んでから出して下さい。
- 危険ごみ**  
● スプレー缶、ライター  
スプレー缶は必ず使い切って空を空けてから出して下さい。  
● 刃物 (カミソリ、カッター、包丁、のこぎりなど)
- 有害ごみ**  
● 蛍光灯、電球等  
● 乾電池  
電池は透明な小袋に入れて下さい。

**小型粗大ごみ**  
● 自転車、ビデオデッキ、扇風機、掃除機、ガスコンロ、トースター、カラー BOX、ひとんなど

**大型粗大ごみ**  
● タンス、机、ベッド、ソファ、食器棚、畳、オルガンなど  
※大型の家具及びその他の大型ごみは、最終処分場に個人で搬入してください。

**家電リサイクル**  
※家電リサイクル法により、リサイクルが義務づけられています。  
● テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンなど  
※見本 「家電リサイクル券」は郵便局で購入できます。  
家電リサイクル券は透明のビニール袋に入れて家電に貼り付けて出して下さい。

**パソコンリサイクル**  
※資源有効利用促進法により、リサイクルが義務づけられています。購入メーカーに問い合わせを引続きして下さい。  
● デスクトップパソコン (本体)、ノートパソコン、CRT ディスプレイ、液晶ディスプレイ (一体型も可)  
メーカーの存在しない自作パソコン、倒産したメーカーのパソコン処理は…  
**パソコン 3R 推進センター**  
TEL 03-5282-7685  
ホームページ <http://www.pc3r.jp>

**水** **資源ごみ** ペットボトル・缶・ビン・紙 ※それぞれ袋を分けて出して下さい。

**缶類**  
スチール缶、アルミ缶、菓子缶、缶詰の缶など  
スチール缶、アルミ缶には、表示マークがついています。

**びん類**  
飲料用 (ジュース、お酒、ドリンク類)・調味料用のびん・化粧びんなど

**ペットボトル類** (下のマークがあるものだけを出す)  
飲料用・調味料用 (しょう油、みりんの容器) など  
※リサイクルするペットボトルには、ラベル部分やボトルの底にこのマークがついています。  
● マークが無い容器や食用油、洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品などの容器はもやせるごみへ。

**紙類**  
新聞紙・チラシ (白紙も含む)、本類 (漫画、週刊誌、文庫本、図書、菓子箱など)、ダンボール、牛乳パック、など

**紙パックの出し方**  
洗う→切り開く→ひもで縛る  
※内側がアルミのものもやせるごみへ。  
※テープとホッチキスは取り除いてください。  
※合計で 3 束以内を 1 回で出す目安にして下さい。

**共通のお願い**  
● 空のペンキ缶、油缶は、もやせないごみへ  
● ふたはとって適切なごみに分けて下さい。割れびんは厚紙や新聞で包み危険ごみへ。  
● ふたとラベルはちゃんと指定のごみにわけて出して下さい。  
● たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。  
● 中身は取り除き、軽く水洗いをして出してください。

**雨の日にはできるだけ次回に出して下さい**  
● 紙類は、濡れるとリサイクルできません。  
● 雨の日にはできるだけ次回に出して下さい。  
※袋には入れないで下さい。

**ごみを収集しない日**  
● 毎週金曜日、旧盆の 3 日間、旧正月の 3 日間のごみ収集は休みです。  
● 台風時 (暴風警報が発令中) はごみの収集は行いません。次回に出して下さい。

**ごみ出しルールを守りましょう!**  
● ゴミはきちんと分別して、指定袋に入れて出して下さい。

**村で収集できないもの**  
ピアノ・LP ガスボンベ・消火器・タイヤ・水タンク・オートバイ・バッテリー・小型充電式電池・建築資材・消化器・化学薬品・その他上記に該当しないごみ  
※処理業者へ回収をお願いしてください。  
※不法投棄は犯罪です。絶対にやめましょう。(5 年以下の懲役、或は 1,000 万円以下の罰金が課せられます。)

お問い合わせ先: 粟国村役場 民生課 TEL: 098-988-2017

図 2-1 家庭系ごみ・事業系ごみの分別区分

## ②収集・運搬体制

本村のごみの収集・運搬は直営により行っており、一般家庭から排出される生活系ごみ及び事業所等から排出される事業系ごみを混合収集しています。

収集区域、収集方式及び収集頻度を以下に示します。

### ア. 収集区域

本村には、自家処理区域はなく、村内全域が収集区域となっています。

### イ. 収集方式

生活系ごみ及び事業系ごみの収集方式は、戸別収集方式により行っています。

### ウ. 収集形態及び回数

ごみの分別区分ごとの収集形態及び収集回数を表 2-1 に示します。

表 2-1 栗国村の収集・運搬の実施状況

分別区分		収集形態	収集回数	
もえるごみ	プラスチック類、ゴム・革製品、紙くず、紙オムツ、発泡スチロール、下着類・靴下、生ごみ（登録世帯等以外※）、草木、廃食油など	直営	2回/週	
もえないごみ	金属類、小型の家電製品		1回/週	
	陶器、ガラス類、茶碗、皿、鏡など			
	危険ごみ （スプレー缶、ライター、刃物）			
	有害ごみ （蛍光灯、電球等、乾電池）			
小型粗大ごみ	自転車、扇風機など			1回/週
家電リサイクル対象品目	テレビ、洗濯機など			
資源ごみ	缶類			3回/週
	びん類			
	ペットボトル類			
	紙類			
	草木			
	生ごみ（登録世帯等のみ※）			
大型粗大ごみ	タンス、机、ベッドなど	直接搬入	—	

※生ごみは、登録世帯（事業所含む）のみ資源ごみとして収集しています。それ以外はもえるごみとして収集しています。

### ③中間処理体制

#### ア. 中間処理等の方法

本村のごみ処理の流れを図 2-2 に示します。

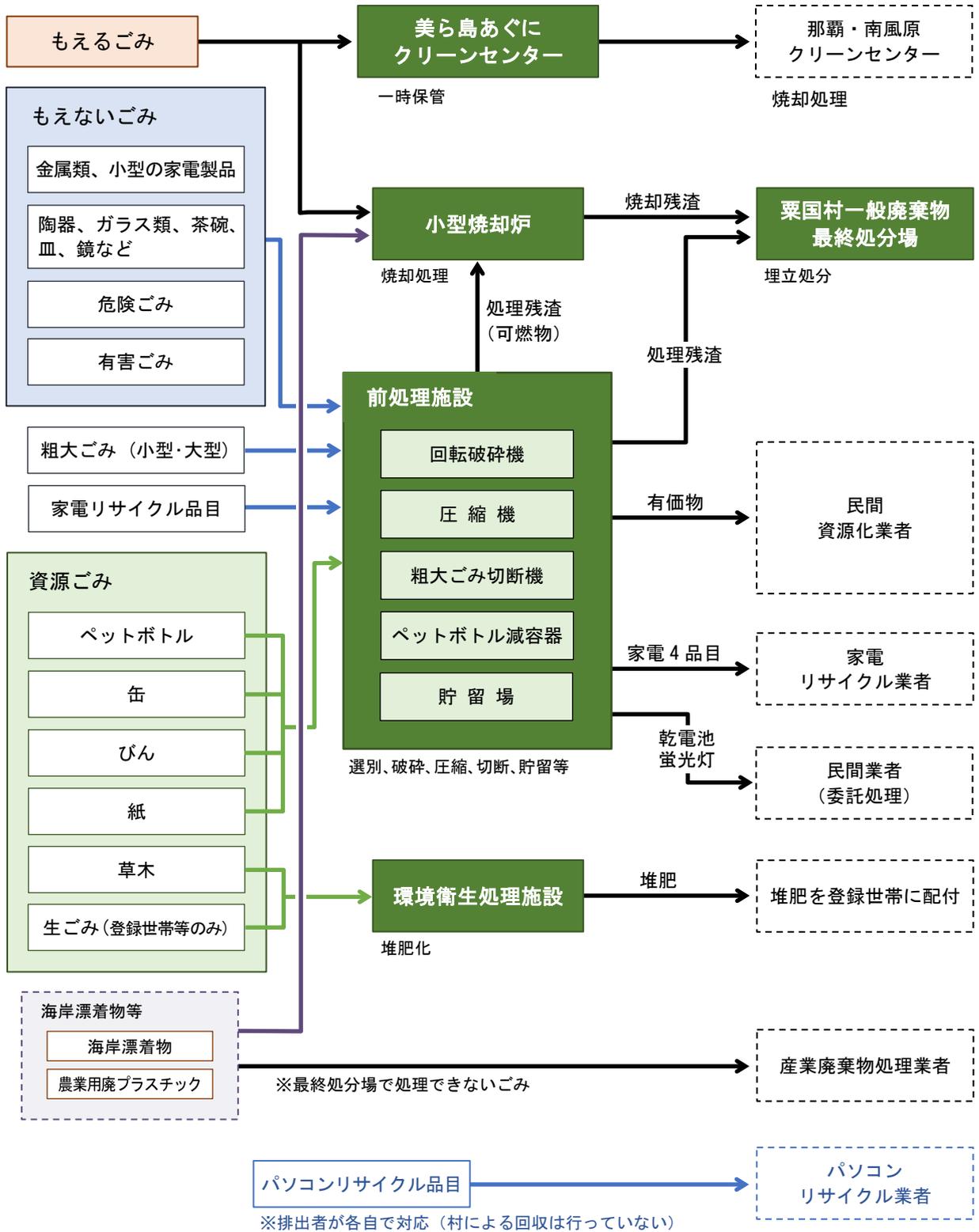


図 2-2 栗国村のごみ処理の流れ (令和 6 年度)

## イ. 中間処理施設整備状況

本村のごみの中間処理施設の位置を図 2-3 に示し、各施設の概要を次ページ以降に示します。なお、図 2-3 には一般廃棄物最終処分場（埋立処分地）及び農業集落排水処理施設の位置も併せて示します。



資料：地理院タイル（淡色地図）を加工して作成

図 2-3 粟国村の廃棄物処理施設位置図

(ア) 美ら島あぐにクリーンセンター（休止中）

「美ら島あぐにクリーンセンター」は、ごみ焼却施設として整備され平成16年4月から平成27年9月までの間、ごみの焼却処理を行っていましたが、機器の老朽化により、平成27年度より稼働を休止しており、もえるごみを島外に搬出するまでの保管施設として運用しています。



図 2-4 美ら島あぐにクリーンセンターの外観

表2-2 美ら島あぐにクリーンセンターの概要

項目	内容
施設名	美ら島あぐにクリーンセンター（休止中）
所在地	粟国村字西草戸原 2234
設置年月	平成 16 年 3 月
敷地面積	約 1,300m <sup>2</sup>
焼却炉形式	機械化バッチ燃焼式焼却炉
処理能力	3 トン/8 時間×1 炉

## (イ) 前処理施設

前処理施設は、栗国村一般廃棄物最終処分場内にあり、もえないごみや粗大ごみ、資源ごみ（缶類、びん、ペットボトル、古紙類）について、選別、破碎、圧縮等の減容処理を行っています。

選別された有価物は、一時保管後、島外の民間業者において資源化等を行っており、破碎残渣については、可燃性残渣は小型焼却炉による焼却処理、不燃性残渣は一般廃棄物最終処分場（埋立処分地）において埋立処分しています。



図 2-5 栗国村一般廃棄物最終処分場 前処理施設の外観等

表2-3 前処理施設の概要

項目	内容
施設名	栗国村一般廃棄物最終処分場（前処理施設）
施設種類・ 処理対象物	回転破碎機 : ガラス・びん・陶器等 圧縮機 : 缶類（スチール・アルミ） 粗大ごみ切断機 : 粗大ごみ ペットボトル減容機 : ペットボトル類
所在地	栗国村字西松尾原地内
設置年月	平成 11 年 3 月

資料：栗国村一般廃棄物最終処分場パンフレット等より

#### (ウ) 環境衛生処理施設（生ごみ処理施設）

環境衛生処理施設は、生ごみ及び草木の堆肥化を行う施設です。生ごみ等を堆肥化することにより、もえるごみの減量化や温室効果ガスの発生抑制を図ることができます。



図 2-6 環境衛生処理施設の外観

表2-4 環境衛生処理施設の概要

項目	内容
施設名	環境衛生処理施設
施設種類	生ごみ等処理施設
処理対象物	生ごみ、草木（投入中止中）
所在地	粟国村字西松尾原 2260 他
設置年月	平成 30 年 3 月
建築面積	149m <sup>2</sup>

## (エ) 小型焼却炉

小型焼却炉は、一般廃棄物、焼却が可能な海岸漂着物及び農業用廃プラスチック等を焼却処理するために導入された施設です。



図 2-7 小型焼却炉の外観

表2-5 小型焼却炉の概要

項目	内容
施設名	小型焼却炉
施設種類	ごみ焼却施設
処理対象物	一般廃棄物、産業廃棄物、 廃プラスチック、木くず等
所在地	栗国村字西松尾原地内
設置年月	令和4年1月
処理能力	49kg/時間(8時間/日)

(オ) 那覇・南風原クリーンセンター：焼却処理委託先施設

那覇・南風原クリーンセンターは、那覇市・南風原町環境施設組合のごみ処理施設であり、本村のもえるごみの焼却処理を平成 27 年 10 月より委託しています。なお、予定する委託量に大幅な変更が生じる場合には別途協議を行うこととなっています。また、処理対象物は那覇市及び南風原町の焼却対象物と同じ品目であることが条件となっています。



図 2-8 那覇・南風原クリーンセンターの外観

表2-6 那覇・南風原クリーンセンターの概要

項目	内容
施設名	那覇・南風原クリーンセンター
管理主体	那覇市・南風原町環境施設組合
施設種類・処理能力	焼却施設：450 トン/日（150 トン/日×3 炉） 灰溶融施設：52 トン/日（26 トン/日×2 炉）
所在地	南風原町字新川 650

#### ④最終処分体制

破碎・切断・選別処理後の処理残渣（不燃）、小型焼却炉の焼却残渣等は、栗国村一般廃棄物最終処分場（埋立処分地）に埋立処分を行っています。



図 2-9 栗国村一般廃棄物最終処分場の外観

表2-7 栗国村一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容
施設名	栗国村一般廃棄物最終処分場（埋立処分地）
施設種類	管理型一般廃棄物最終処分場
設置場所	栗国村字西松尾原地内
設置年月	平成 11 年 3 月
敷地面積	16,000 m <sup>2</sup>
埋立面積	6,000 m <sup>2</sup>
埋立容量	15,000 m <sup>3</sup>
埋立方式	準好気性埋立
埋立工法	サンドイッチ工法

資料：栗国村一般廃棄物最終処分場パンフレットより

## 2. ごみ処理の状況

### (1) ごみの総排出量

本村のごみ総排出量は、令和5年度に249トンとなっています。これを1人1日当たりの量に換算すると1,026グラムとなり、令和4年度の全国平均（880グラム）や沖縄県平均（878グラム）よりも150グラム程度大きい値となっています。

なお、令和元年度から令和3年度のごみ総排出量の減少は、新型コロナウイルスの流行の影響による排出傾向の変化や、同年度内に搬出しなかった資源ごみ量等を実績値として計上していないこと等によるものと想定されます。

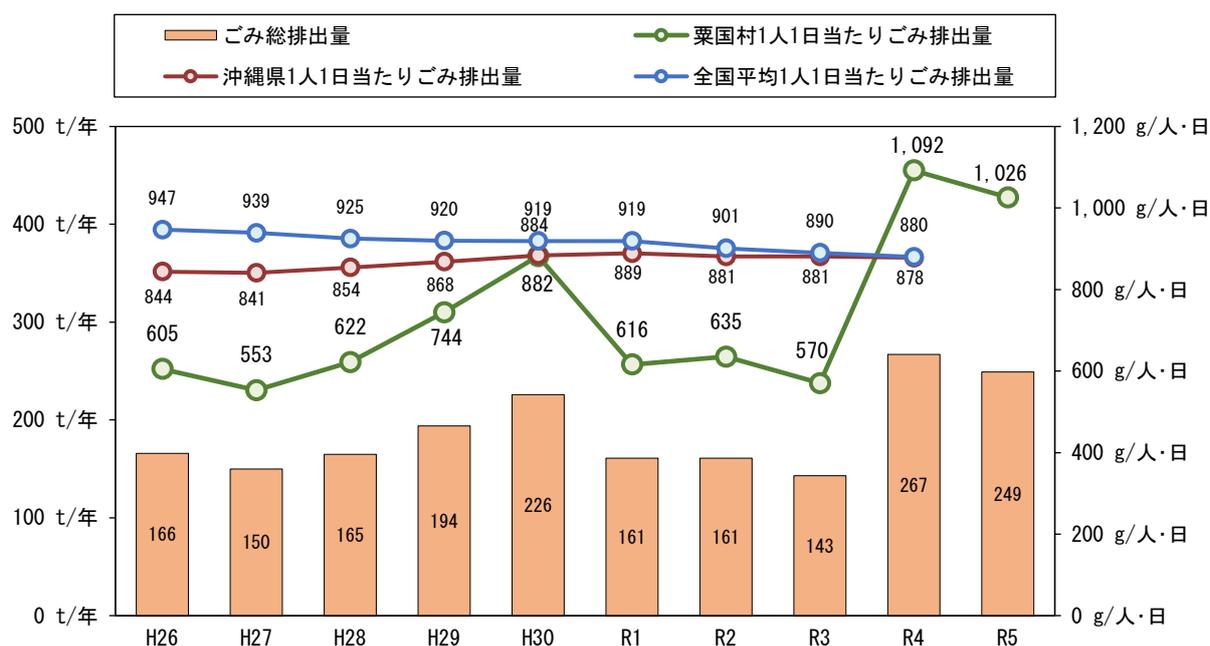


図 2-10 栗国村のごみ総排出量

表 2-8 栗国村のごみ総排出量

年度	人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)		
			栗国村	沖縄県	全国平均
平成26年度	752	166	605	844	947
平成27年度	741	150	553	841	939
平成28年度	727	165	622	854	925
平成29年度	714	194	744	868	920
平成30年度	702	226	882	884	919
令和元年度	714	161	616	889	919
令和2年度	695	161	635	881	901
令和3年度	687	143	570	881	890
令和4年度	670	267	1,092	878	880
令和5年度	663	249	1,026	—	—

※「1人1日当たりごみ排出量」の算出方法は、24ページの表2-13の注釈に示します。  
 ※令和5年度の沖縄県及び全国平均の1人1日当たりごみ排出量は、令和7年2月現在公表されていません。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省、栗国村）

(2) ごみの種類別排出量

本村の令和5年度におけるごみの種類別排出量は、もえるごみが158トン、もえないごみが4トン、資源ごみが82トン及び直接搬入が5トンとなっています。

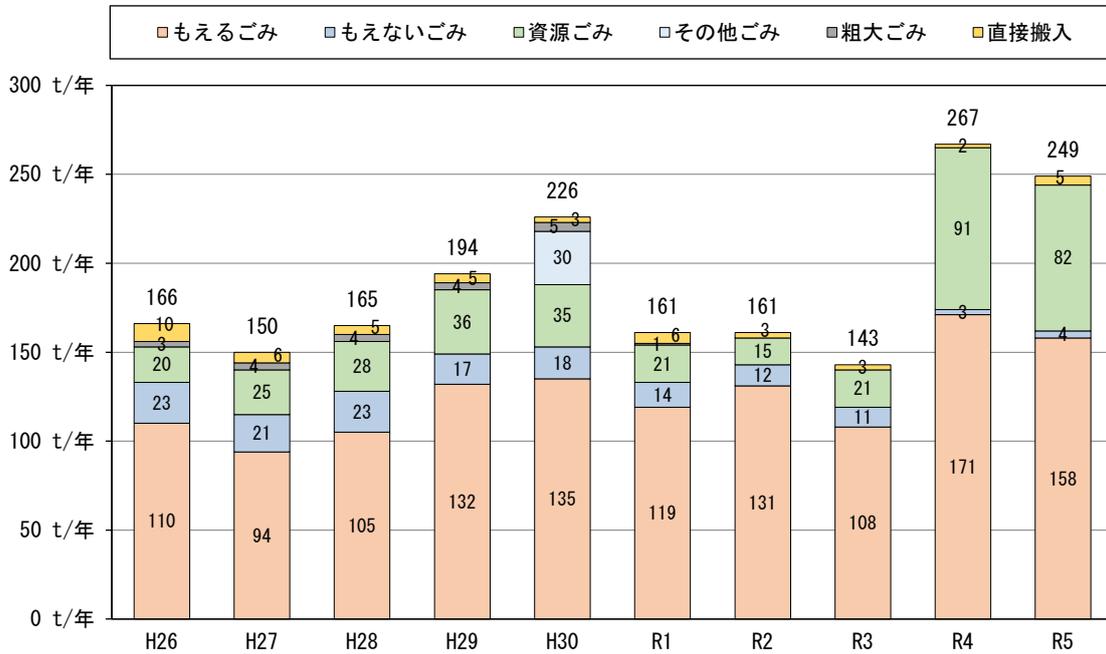


図2-11 粟国村のごみの種類別排出量

表 2-9 粟国村のごみの種類別排出量

単位：t/年

年度	もえるごみ	もえないごみ	資源ごみ	その他ごみ	粗大ごみ	直接搬入	合計
平成26年度	110	23	20	0	3	10	166
平成27年度	94	21	25	0	4	6	150
平成28年度	105	23	28	0	4	5	165
平成29年度	132	17	36	0	4	5	194
平成30年度	135	18	35	30	5	3	226
令和元年度	119	14	21	0	1	6	161
令和2年度	131	12	15	0	0	3	161
令和3年度	108	11	21	0	0	3	143
令和4年度	171	3	91	0	0	2	267
令和5年度	158	4	82	0	0	5	249

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省、粟国村）

### (3) ごみの処理状況

本村におけるごみの処理状況を以下に示します。

本村の令和5年度におけるごみ処理状況は、直接焼却が163トン、焼却以外の中間処理が28トン、直接資源化が58トンとなっています。

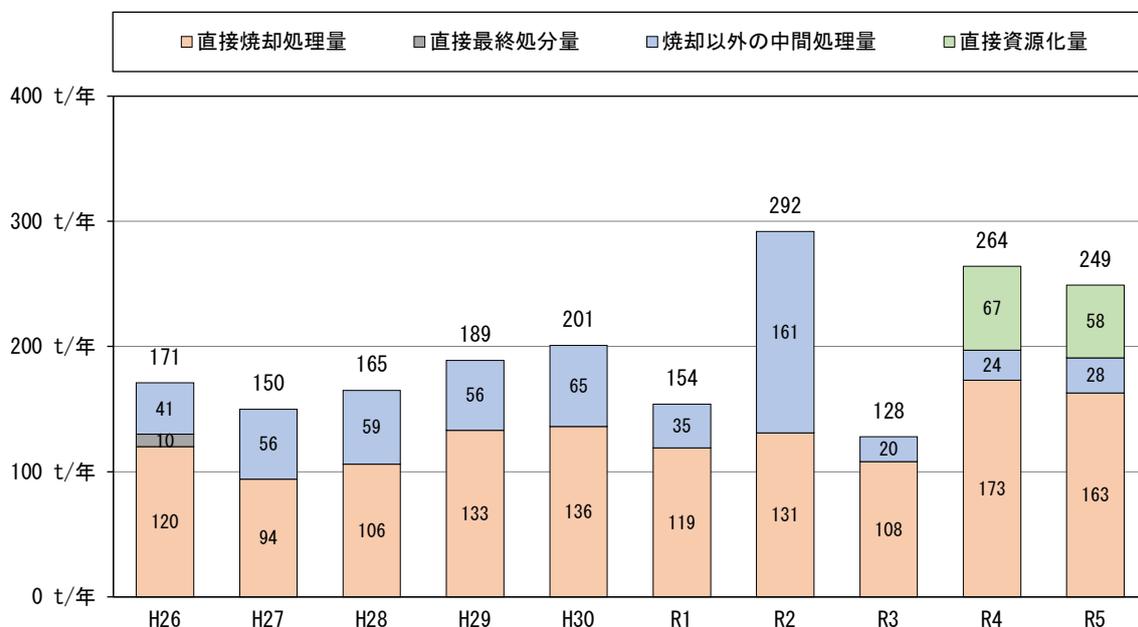


図2-12 栗国村のごみの処理状況

表 2-10 栗国村のごみの処理状況

単位：t/年

年度	直接焼却処理量※	直接最終処分量	焼却以外の中間処理量	直接資源化量	合計
平成26年度	120	10	41	0	171
平成27年度	94	0	56	0	150
平成28年度	106	0	59	0	165
平成29年度	133	0	56	0	189
平成30年度	136	0	65	0	201
令和元年度	119	0	35	0	154
令和2年度	131	0	161	0	292
令和3年度	108	0	20	0	128
令和4年度	173	0	24	67	264
令和5年度	163	0	28	58	249

※平成27年10月以降は、那覇・南風原クリーンセンターにおいて焼却処理を行っています。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省、栗国村）

#### (4) ごみの最終処分状況

本村におけるごみの最終処分状況を以下に示します。

本村のごみの最終処分状況は、焼却残渣が4トン、焼却残渣以外の処理残渣が4トンとなっています。

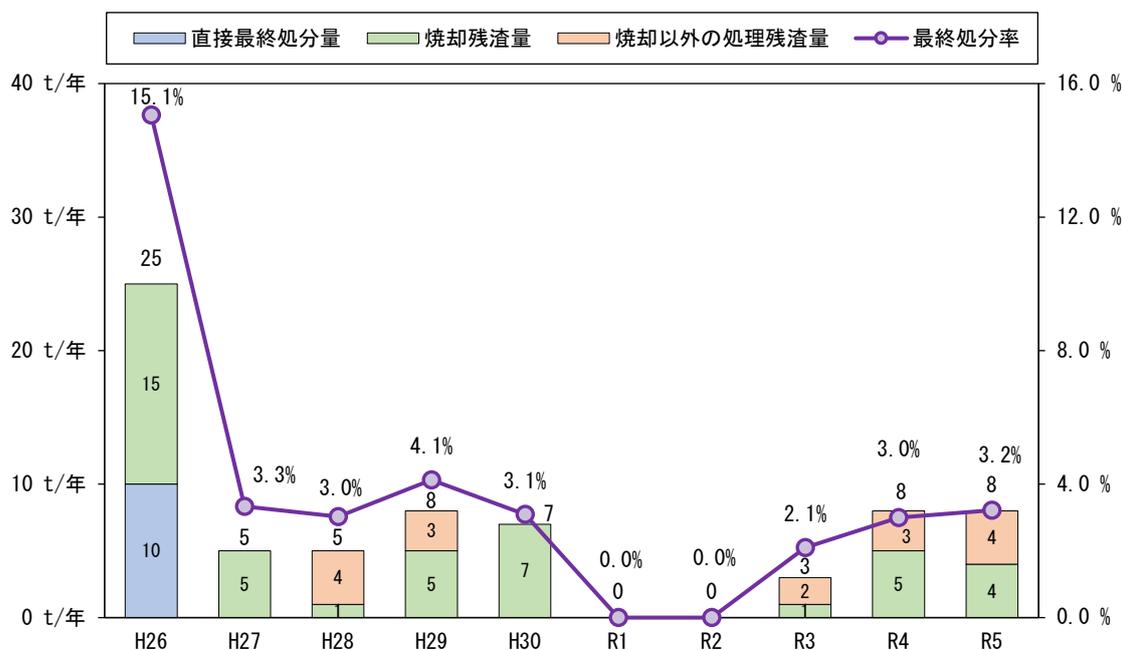


図2-13 栗国村のごみの最終処分状況

表 2-11 栗国村のごみの最終処分状況

単位：t/年

年度	直接最終処分量	焼却残渣量	焼却以外の処理残渣量	合計	総排出量に対する割合 (最終処分率)
平成26年度	10	15	0	25	15.1%
平成27年度	0	5	0	5	3.3%
平成28年度	0	1	4	5	3.0%
平成29年度	0	5	3	8	4.1%
平成30年度	0	7	0	7	3.1%
令和元年度	0	0	0	0	0.0%
令和2年度	0	0	0	0	0.0%
令和3年度	0	1	2	3	2.1%
令和4年度	0	5	3	8	3.0%
令和5年度	0	4	4	8	3.2%

※「最終処分率」の算出方法は、24 ページの表 2-13 の注釈に示します。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省、栗国村)

(5) ごみの資源化状況

本村におけるごみの資源化状況を以下に示します。

本村の令和5年度における資源化量は金属類が最も多く33トンとなっており、以下肥料の24トン、紙類の23トン、ペットボトルの2トンとなっています。

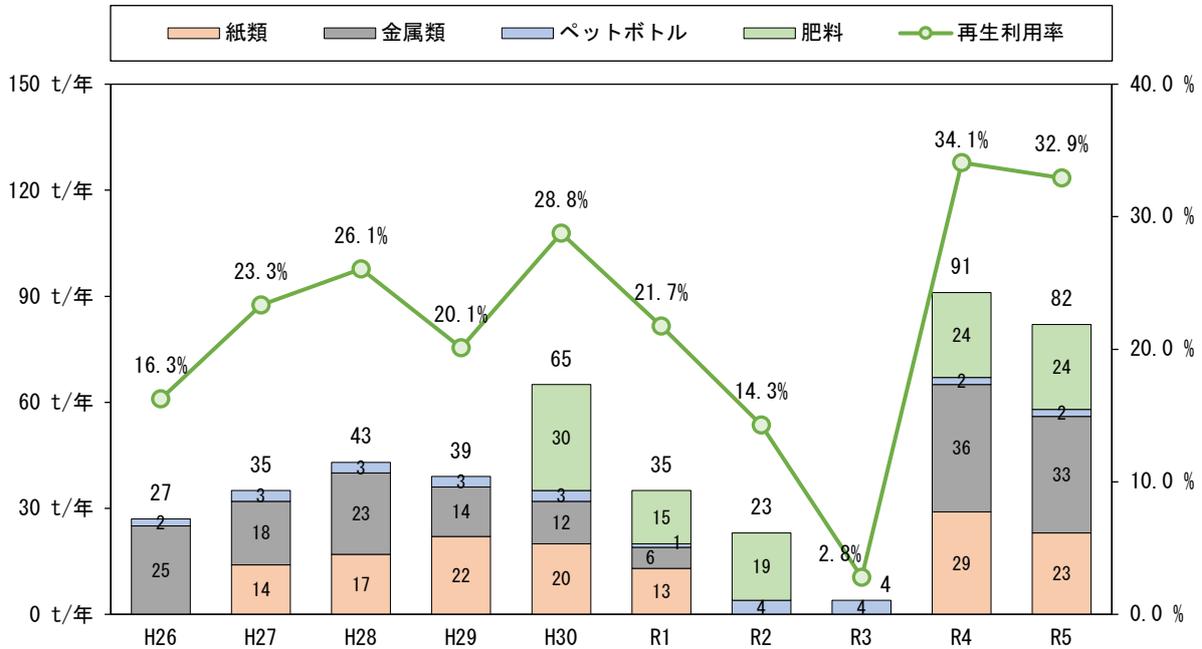


図 2-14 栗国村のごみの資源化状況

表 2-12 栗国村のごみの資源化状況

単位：t/年

年度	紙類	金属類	ペットボトル	肥料	合計	再生利用率 (リサイクル率)
平成26年度	0	25	2	0	27	16.3%
平成27年度	14	18	3	0	35	23.3%
平成28年度	17	23	3	0	43	26.1%
平成29年度	22	14	3	0	39	20.1%
平成30年度	20	12	3	30	65	28.8%
令和元年度	13	6	1	15	35	21.7%
令和2年度	0	0	4	19	23	14.3%
令和3年度	0	0	4	0	4	2.8%
令和4年度	29	36	2	24	91	34.1%
令和5年度	23	33	2	24	82	32.9%

※「再生利用率」及び「リサイクル率」の算出方法は、24ページの表 2-13 の注釈に示します。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省、栗国村)

## (6) ごみ処理の評価

### ①全国・沖縄県・沖縄県内市町村の実績値との比較

令和4年度における本村のごみ処理の実績値と全国及び沖縄県の実績値（平均値）との比較を以下に示します。

本村の1人1日当たりごみ排出量は、1,092グラムとなっており、全国（880グラム）及び沖縄県（878グラム）の値を上回っています。

再生利用率（ごみ総排出量に対する資源化量の割合）は34.1%となっており、全国（19.6%）及び沖縄県（15.9%）の値を上回っています。

最終処分率は3.0%となっており、全国（8.4%）及び沖縄県（5.7%）の値を下回っています。

また、県内市町村における1人1日当たりごみ排出量、再生利用率及び最終処分率の比較を図2-15に示します。本村は県内市町村の中において、ごみの排出量が比較的多くなっていますが（前年度内に搬出しなかった資源ごみ等を実績値として計上したこと等によるものと想定される）、再生利用率は沖縄県平均を大きく上回り、最終処分率は大きく下回る値となっています。

表 2-13 全国・沖縄県の実績値と粟国村の実績値との比較

項目	全国 令和4年度	沖縄県 令和4年度	粟国村	
			令和4年度	令和5年度
1人1日当たり ごみ排出量	880 g/人・日	878 g/人・日	1,092 g/人・日	1,026 g/人・日
再生利用量（率） （リサイクル率）	19.6 % (19.6 %)	15.9 % (15.9 %)	34.1 % (34.1 %)	32.9 % (32.9 %)
最終処分量（率）	8.4 %	5.7 %	3.0 %	3.2 %

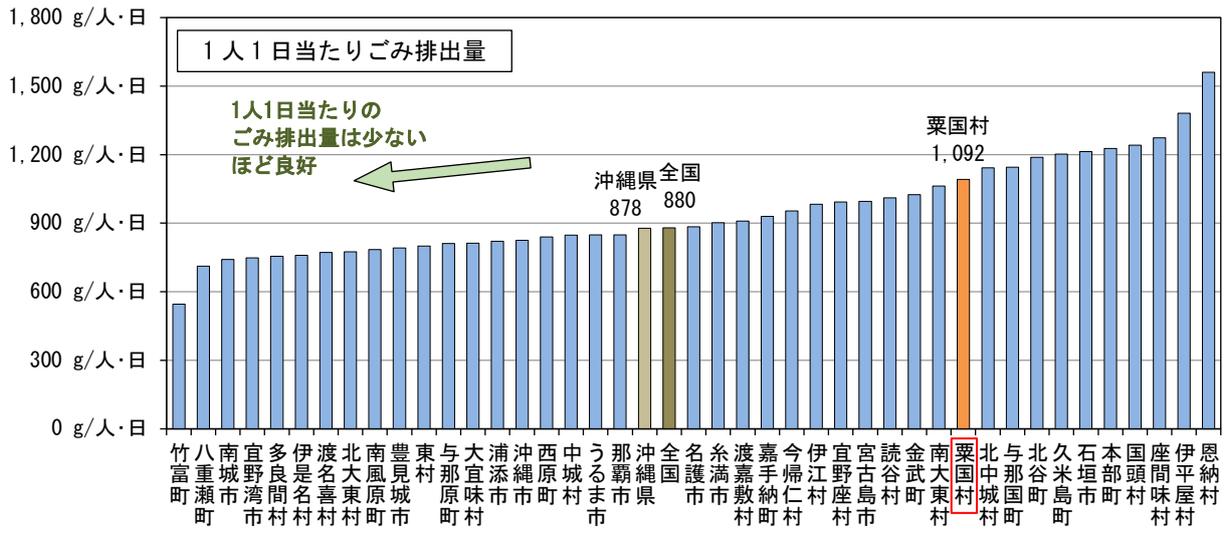
※1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日) = ごみ総排出量 (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 365日または366日 × 1,000,000

※再生利用率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100

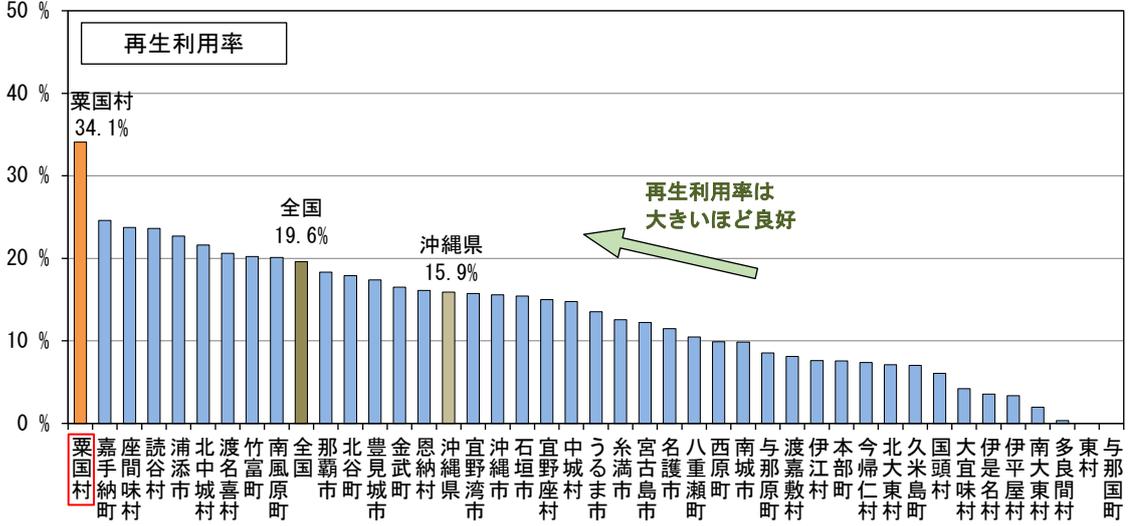
※リサイクル率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ [ごみ処理量 (t/年) + 集団回収量 (t/年)] × 100

※最終処分率 (%) = 最終処分量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100

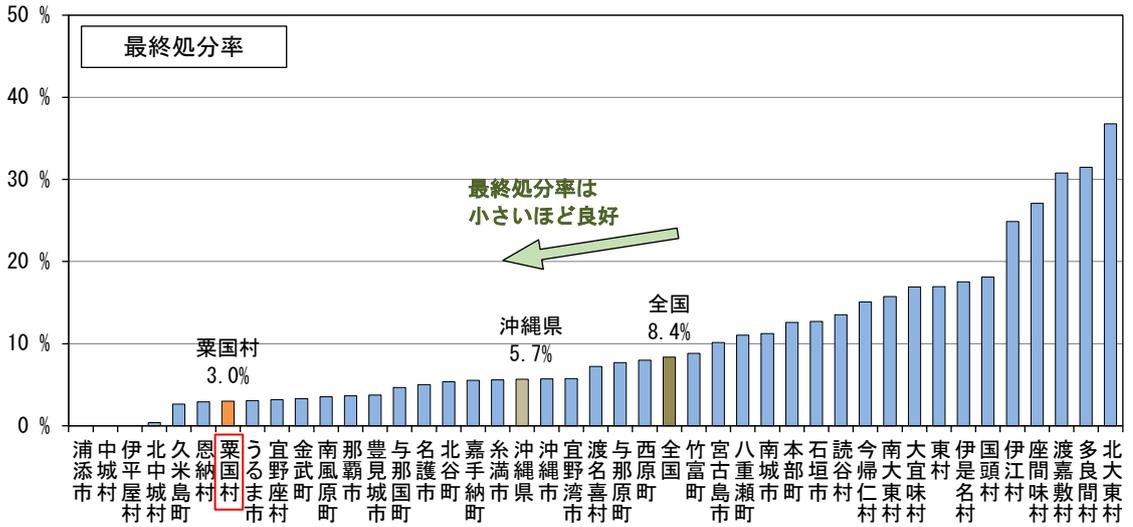
資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省、粟国村）



※1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日) = ごみ総排出量 (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 365日 × 1,000,000



※再生利用率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100



※最終処分率 (%) = 最終処分量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、栗国村)

図 2-15 沖縄県内市町村のごみ処理に係る各種指標の比較 (令和 4 年度)

## ②国・沖縄県のごみ減量化目標との比較

国及び沖縄県におけるごみ減量化目標の概要を表 2-14 に示します。

本村の令和 2 年度（以下、同じ）の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 635 グラムとなっており、国及び沖縄県の令和 2 年度の目標値（以下、「国等の目標値」という。）よりも少なく、それぞれの目標を達成しています。

本村の再生利用量（率）は 14.3%となっており、国等の目標値よりも小さいことから、それぞれの目標を達成できていません。

本村の最終処分量（率）は国等の目標値よりも小さく、それぞれの目標を達成しています。

なお、国等の目標値との比較を行った令和 2 年度の本村のごみ量等は、新型コロナウイルスの流行や同年度内に資源化できなかったごみ量を実績値として計上していない等の影響により、例年と比較してごみ排出量及び再生利用量は少なく、大きく変動しています。

表 2-14 国・沖縄県のごみ減量化目標の概要

項目	国	沖縄県
目標年次	令和 2 年度	令和 2 年度
ごみ排出量	平成 24 年度の排出量に対し 年間排出量を約 12%削減する  (1 人 1 日当たりごみ排出量換算値 864 g/人・日) ※1	平成 25 年度の排出量に対し 年間排出量を 2.5%削減する  (1 人 1 日当たりごみ排出量換算値 798 g/人・日) ※2
再生利用量 (再生利用率※3)	排出量の約 27%に増加させる	排出量の 22%
最終処分量 (最終処分率※4)	平成 24 年度最終処分量に対し 年間最終処分量を約 14%削減する  (排出量に対する割合として約 10%)	排出量の 5%

※1 国のごみ排出量目標値の1人1日当たりごみ排出量は39,806千トン（H24：45,234千トンの12%減）を126,227千人（R2.10.1推計人口）及び365日で除して算出しています。

※2 沖縄県のごみ排出量目標値の1人1日当たりごみ排出量は425千トン（H24：436千トンの2.5%減）を1,458,839人（R2.10.1推計人口）及び365日で除して算出しています。

※3 再生利用率は「ごみ総排出量」に対する資源化量の割合で、前出のリサイクル率は「ごみ処理量」に対する資源化量の割合です。

※4 最終処分率は3,997千トン（H24：4,648千トンの14%減）を排出量目標値（39,806千トン）で除して算出しています。

資料：＜ 国 ＞ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、平成 28 年 1 月改正）

＜ 沖縄県 ＞ 「沖縄県廃棄物処理計画（第四期）」（平成 28 年 3 月）

### 3. ごみ処理の課題

#### (1) 排出抑制に係る課題

本村では、もえるごみの有料化を平成27年度から実施していますが、その排出抑制効果はあまり大きくありませんでした。

有料化の導入から8年が経過した令和4年度において、1人1日当たりごみ排出量は1,092グラムと沖縄県平均（878グラム）を上回っており、新型コロナウイルスの影響を除けば、本村のごみ排出量はおおむね増加傾向にあると考えられます。

今後は、これまで以上に意識啓発や環境教育などを推進する必要があります。また、ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、粗大ごみの有料化や生ごみの全世帯分別収集などの取組を検討する必要があります。

#### (2) 収集・運搬に係る課題

本村のごみの収集は戸別収集方式で行っており、ステーション方式時よりもごみの分別や排出時間の順守状況は改善しています。ただ、一部には排出時のルールが守られていない状況があることから、排出ルールの周知については、引き続き取り組む必要があります。

また、アルミ缶などの有価物の持ち去りがみられ、その防止の取組も必要となっています。

粗大ごみについては、最終処分場に直接搬入することになっていますが、高齢者や身体の不自由な方など直接搬入が難しい住民もあり、今後は、粗大ごみの戸別収集を検討する必要があります。

近年は、分別区分の判断が難しいごみや、リチウムイオン電池などの排出状況によって、危険性のあるごみが増えています。このようなごみを適正に排出してもらうため、ごみ分別カレンダーの見直しやホームページ等による周知も必要となっています。

#### (3) 中間処理に係る課題

現在、休止中の「美ら島あぐにクリーンセンター（以下、クリーンセンターという。）」は、もえるごみを那覇・南風原クリーンセンターに搬出するまでの、保管施設として運用しています。この建物をさらに有効活用するために、クリーンセンター内に残置されている機器の撤去等の検討が必要となります。なお、撤去にあたってはダイオキシン類等の対策が必要であり、高額な費用負担が見込まれます。

前処理施設の回転破砕機、圧縮機等の設備は稼働から25年が経過し、維持管理費が増加傾向にあるため、計画的な維持管理を実施していく必要があります。

環境衛生処理施設、小型焼却炉については、適正な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めていく必要があります。

#### (4) 最終処分に係る課題

本村の最終処分は、前処理施設において発生する破砕残渣や資源化不適物等の残渣、小型焼却炉からの焼却残渣について埋立処分を行っています。

本施設の令和4年度末における残余容量は約5割となっており、当面は現施設への埋立処分が可能となっています。

今後も引き続き、ごみの分別排出の徹底や適正処理、資源化を推進し、埋立廃棄物の減量を図り、最終処分場の延命化を推進していく必要があります。

#### (5) 不法投棄に係る課題

本村では「不法投棄防止監視カメラ設置等に関する要綱」を制定する他、不法投棄防止看板・のぼり等を設置するなどの対策を行っています。しかし、原野や空き地、海岸沿いの人目に付きにくい場所に、粗大ごみや廃家電、廃タイヤ等の不法投棄が散見されます。

今後は、これまでの不法投棄対策を継続的に実施するとともに、監視パトロールの実施など不法投棄対策の強化を行っていく必要があります。また、村が回収していない廃タイヤや使用済バッテリー等の適正処理困難物については、不法投棄されたり、敷地内での放置につながっており、村による回収の検討が必要と考えられます。併せて、より効果的な不法投棄対策について、他市町村の事例なども参考にしながら、調査・研究を行っていくことも必要となります。

#### (6) 大規模災害時における課題

台風や地震などの大規模災害時には、日常発生する廃棄物とは別に多量の災害廃棄物が発生することが想定されます。災害廃棄物の処理にあたっては、栗国村地域防災計画（2019年3月）に沿って対応するものとし、平時から被災時の処理体制や対応方法等の確認・準備を行い、災害発生時に備えるものとしします。

なお、災害廃棄物への対応については、栗国村地域防災計画に一定の対応方針は示されていますが、きめ細やかな対応を図るため、災害廃棄物処理計画の策定を検討するものとし、その中では具体的な災害廃棄物の収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制、仮置場の確保などについて、立案することが重要となります。

#### 4. ごみ処理行政の動向

##### (1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）

国は、循環型社会形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「循環型社会形成推進基本計画」を定めており、令和6年8月2日に第五次計画が閣議決定されました。

同計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置づけた上で、重要な方向性として、

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

を掲げ、その実現に向けて講ずべき施策を示すとともに、2030（令和12）年度を目標年次として数値目標を設定しています。

##### (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年6月30日、環境省告示第49号）

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量化の基本的な方向や目標等を定めることが必要であること等を踏まえ、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を定め公表しており、令和5年6月にその変更を行い、令和7年度における一般廃棄物の排出量や出口側の循環利用率（再生利用率）等の目標を定めています。

当該基本方針に示される一般廃棄物の減量化の目標量を表2-15に示します。

表2-15 国の基本方針の廃棄物の減量化の目標量（一般廃棄物）

項目	令和7年度目標値
排出量	約16%削減（平成24年度比）
出口側の循環利用率	約28%に増加させる（令和9年度）
最終処分量	約31%削減（平成24年度比）
その他	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440グラムとする

### (3) 沖縄県廃棄物処理計画（第五期）（令和4年3月）

沖縄県は、廃棄物処理法第5条の規定に基づく第五期の「廃棄物処理計画」を令和4年3月に策定しています。

当該計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、前項の国の基本方針と同様に一般廃棄物の減量化目標値を定めています。

以下に、当該計画の一般廃棄物の減量化目標値を示します。

表 2-16 沖縄県廃棄物処理計画（第五期）の廃棄物の減量化目標値（一般廃棄物）

項目	令和7年度目標値
排出量	428千トン（786g/人・日）
1人1日当たり家庭系ごみ排出量※	489g/人・日
再生利用量（率）	94千トン（排出量の22.0%）
最終処分量（率）	21千トン（排出量の4.9%）

※1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝（「生活系ごみ」－「集団回収量」－「計画収集量のうちの資源ごみ」－「直接搬入量のうちの資源ごみ」）÷総人口（外国人を含む）÷365日

### (4) 持続可能な開発目標（平成27年9月採択、国連持続可能な開発サミット）

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

本村においても、SDGsの達成に率先して取り組み、経済・社会・環境が調和した持続可能な社会を構築していくことが必要となります。



図 2-16 SDGs の 17 の目標

## 5. ごみ排出量の予測

### (1) 将来人口

本村の将来人口は、第4次栗国村総合計画の人口ビジョンに基づき設定します。

なお、人口ビジョンでは5年ごとの将来人口が示されていますが、本計画ではその間の年度は一定に減少するものと仮定して、補間値を設定します。

以下に設定した将来人口を示します。

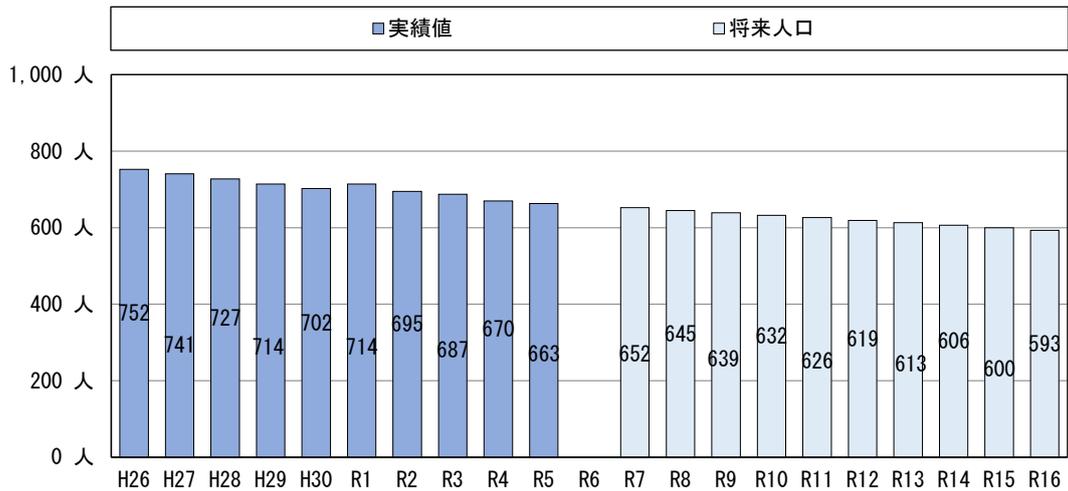


図 2-17 栗国村の将来人口の推移

表 2-17 栗国村の将来人口の推移

年度		人口 (人)		備考
実績値	平成 26 年度	752	—	
	平成 27 年度	741	—	
	平成 28 年度	727	—	
	平成 29 年度	714	—	
	平成 30 年度	702	—	
	令和元年度	714	—	
	令和 2 年度	695	—	
	令和 3 年度	687	—	
	令和 4 年度	670	—	
	令和 5 年度	663	—	
将来人口	令和 6 年度	—	—	
	令和 7 年度	—	652	人口ビジョンの値
	令和 8 年度	—	645	補間値
	令和 9 年度	—	639	〃
	令和 10 年度	—	632	〃
	令和 11 年度	—	626	〃
	令和 12 年度	—	619	人口ビジョンの値
	令和 13 年度	—	613	補間値
	令和 14 年度	—	606	〃
	令和 15 年度	—	600	〃
	令和 16 年度	—	593	〃

資料：「第4次栗国村総合計画 基本構想・前期基本計画」（令和3年3月）

(2) ごみ排出量の将来予測

① 1人1日当たりごみ排出量の予測

本村の1人1日当たりごみ排出量（排出原単位）の予測値を以下に示します。

本村の排出原単位は、単年度の変動が大きいことから、5年間平均の変動に基づき予測します。平成26年度から平成30年度の5年間平均値が681グラム、令和元年度から令和5年度の5年間平均が788グラムとなっており、その間の平均値は約107グラム増加（1年間に換算すると約21グラム増加）しています。今後も同様の増加傾向を示すと仮定すると将来予測結果は図2-18及び表2-18に示すとおりとなります。

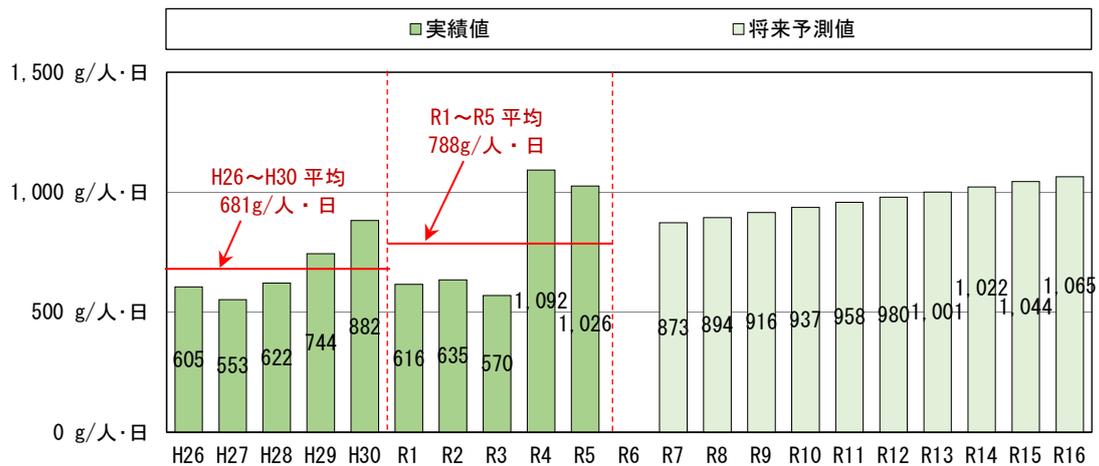


図 2-18 粟国村の1人1日当たりごみ排出量の将来予測結果

表 2-18 粟国村の1人1日当たりごみ排出量の将来予測結果

年度	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	備考
平成26年度	605	平成26年度から平成30年度の平均値 681g/人・日
平成27年度	553	
平成28年度	622	
平成29年度	744	
平成30年度	882	
令和元年度	616	令和元年度から令和5年度の平均値 788g/人・日
令和2年度	635	
令和3年度	570	
令和4年度	1,092	
令和5年度	1,026	
令和6年度	—	
令和7年度	873	
令和8年度	894	
令和9年度	916	
令和10年度	937	
令和11年度	958	
令和12年度	980	
令和13年度	1,001	
令和14年度	1,022	
令和15年度	1,044	
令和16年度	1,065	

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省、粟国村）

## ②ごみ排出量の将来予測

本村のごみ排出量の将来予測は、前項で設定した1人1日当たりごみ排出量に将来人口を乗じて算出します。算出された本村の将来のごみ排出量は、緩やかな増加傾向を示しており、計画目標年度（令和16年度）には231トンと予測されます。

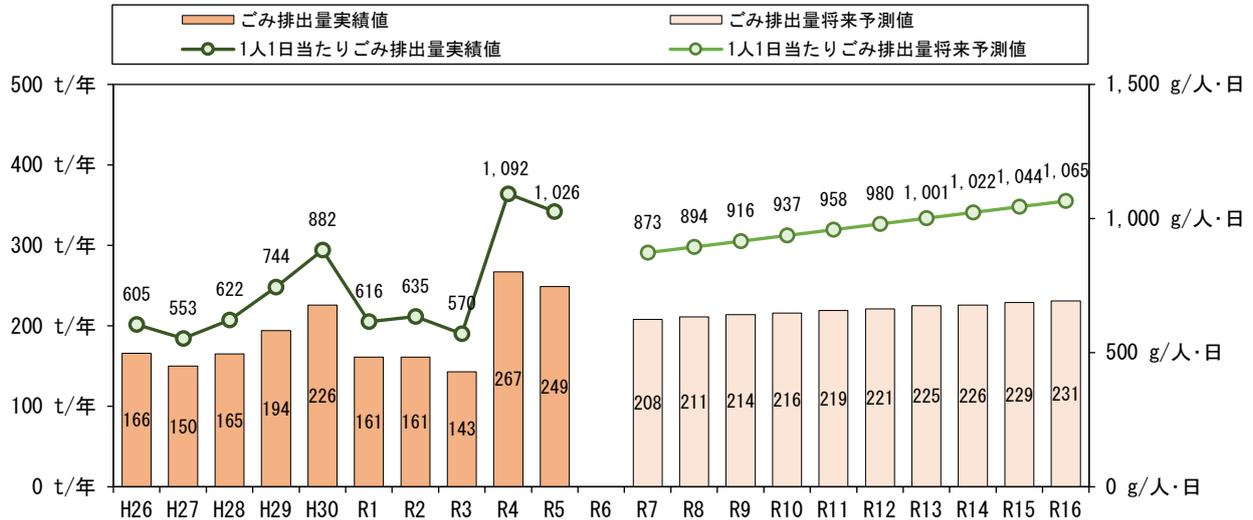


図 2-19 栗国村の将来ごみ排出量の予測結果

表 2-19 栗国村の将来ごみ排出量の予測結果

年度		人口 (人)	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	ごみ排出量 (t/年)
実績値	平成26年度	752	605	166
	平成27年度	741	553	150
	平成28年度	727	622	165
	平成29年度	714	744	194
	平成30年度	702	882	226
	令和元年度	714	616	161
	令和2年度	695	635	161
	令和3年度	687	570	143
	令和4年度	670	1,092	267
	令和5年度	663	1,026	249
将来予測値	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	652	873	208
	令和8年度	645	894	211
	令和9年度	639	916	214
	令和10年度	632	937	216
	令和11年度	626	958	219
	令和12年度	619	980	221
	令和13年度	613	1,001	225
	令和14年度	606	1,022	226
	令和15年度	600	1,044	229
	令和16年度	593	1,065	231

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省、栗国村）

## 6. ごみの減量化目標

本村の減量化目標については、国や沖縄県の減量化目標及び前基本計画の減量化目標等を参考に設定します。

### (1) 国の減量化目標

国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、令和5年6月変更）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 国のごみ減量化目標 】			
	平成24年度 実績値		令和7年度 目標値
ごみ排出量	45百万トン/年 (964 g/人・日)	▶	平成24年度比 約16%削減
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量※	—		約440 g/人・日
出口側の循環利用率 (再生利用量)	9.3百万トン/年 (排出量に対して21%)	▶	約28%に増加 (令和9年度)
最終処分量 (最終処分率)	4.7百万トン/年 (排出量に対して10%)	▶	平成24年度比 約31%削減

※ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 = (「生活系ごみ」 - 「集団回収量」 - 「計画収集量のうちの資源ごみ」 - 「直接搬入量のうちの資源ごみ」) ÷ 総人口 (外国人を含む) ÷ 365日

### (2) 沖縄県の減量化目標

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」（令和4年3月）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 沖縄県のごみ減量化目標 】			
	令和元年度 実績値	【目標の考え方】	令和7年度 目標値
ごみ排出量	481千トン/年 (889 g/人・日)	第四期目標とほぼ同値 R元比11.0%減 ▶	428千トン/年 (786 g/人・日)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量※	490 g/人・日	R元比0.2%減 ▶	489 g/人・日
再生利用量 (再生利用率)	70千トン/年 (排出量に対して14.5%)	第四期目標と同値 ▶	94千トン/年 (排出量に対して22.0%)
最終処分量 (最終処分率)	32千トン/年 (排出量に対して6.6%)	第四期目標とほぼ同値 ▶	21千トン/年 (排出量に対して4.9%)

※ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 = (「生活系ごみ」 - 「集団回収量」 - 「計画収集量のうちの資源ごみ」 - 「直接搬入量のうちの資源ごみ」) ÷ 総人口 (外国人を含む) ÷ 365日 (または366日)

### (3) 粟国村の減量化目標

本村の減量化目標は、沖縄県の目標（以下、「県目標」という。）を参考に以下のとおり設定します。

ごみ排出量については、計画目標年度（令和16年度）に県目標である786g/人・日以下とすることを目標とします。

再生利用率は、本村の実績値（約33%）が県目標よりも大きいことを踏まえ、計画目標年度まで現状以上（33%以上）を維持することを目標とします。

最終処分量は、本村の実績値（排出量に対して3.2%）が県目標よりも小さいことを踏まえ、計画目標年度まで現状以下（3.2%以下）を維持することを目標とします。

なお、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、全体のごみ排出量から事業系ごみ及び資源ごみ等を除いて算出する必要があります。本村では生活系ごみと事業系ごみを混合収集しており、その内訳が把握できていないことから、その算出が困難となっています。よって、1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標については、当面は設定しないものとします。

#### 【 粟国村のごみ減量化目標 】

	令和5年度 実績値	【目標の考え方】	令和16年度 目標値	令和16年度 予測値
ごみ排出量	249トン/年 (1,026 g/人・日)	県の目標値 と同程度の値 ▶	170トン/年以下 (786 g/人・日以下)	231トン/年 (1,065 g/人・日)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量*	—		設定しない	—
再生利用量 (再生利用率)	82トン/年 (排出量に対して約33%)	現状維持 ▶	56トン/年以上 (排出量に対して約33%以上)	76トン/年 (排出量に対して約33%)
最終処分量 (最終処分率)	8トン/年 (排出量に対して3.2%)	現状維持 ▶	5トン/年以下 (排出量に対して約3.2%以下)	7トン/年 (排出量に対して約3.2%)

※ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 = (「生活系ごみ」 - 「集団回収量」 - 「計画収集量のうちの資源ごみ」 - 「直接搬入量のうちの資源ごみ」) ÷ 総人口 (外国人を含む) ÷ 365日 (または366日)

#### (4) 減量化目標の達成に向けたごみ量の推移

計画目標年度に減量化目標を達成することを目指し、毎年同量の減量等を行うと仮定した場合のごみ排出量、再生利用量及び最終処分量の推移を以下に示します。

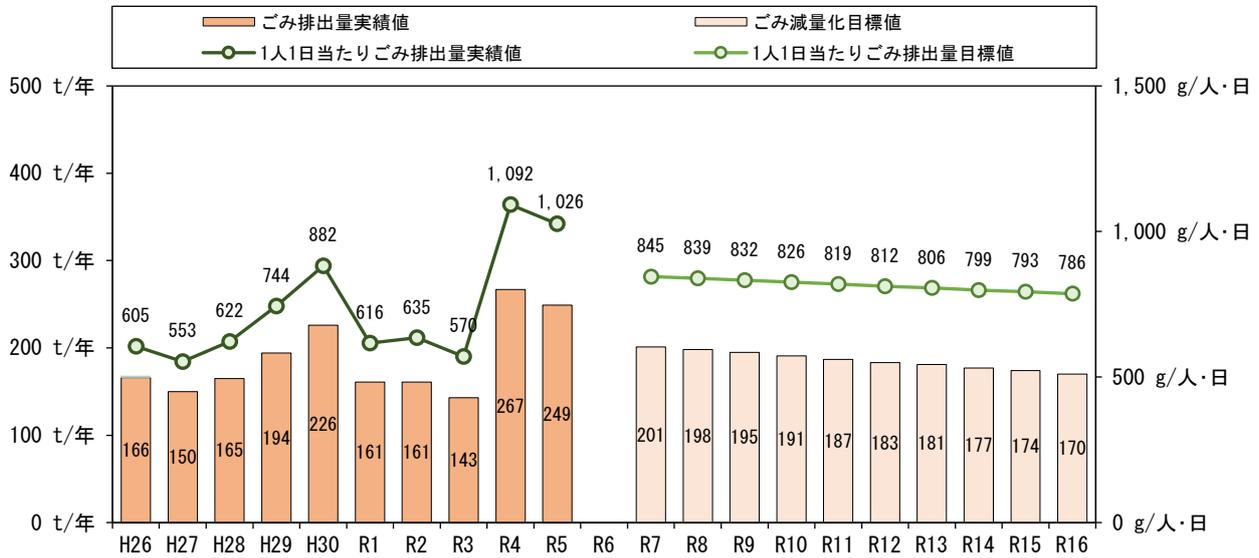


図 2-20 粟国村の減量化目標の達成に向けたごみ排出量の推移

表 2-20 粟国村の減量化目標の達成に向けたごみ排出量の推移

年度	人口 (人)	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	ごみ排出量 (t/年)	再生利用量 (t/年)	最終処分量 (t/年)	
実績値	平成 26 年度	752	605	166	27	25
	平成 27 年度	741	553	150	35	5
	平成 28 年度	727	622	165	43	5
	平成 29 年度	714	744	194	39	8
	平成 30 年度	702	882	226	65	7
	令和元年度	714	616	161	35	0
	令和 2 年度	695	635	161	23	0
	令和 3 年度	687	570	143	4	3
	令和 4 年度	670	1,092	267	91	8
	令和 5 年度	663	1,026	249	82	8
減量化目標値	令和 6 年度	—	—	—	—	—
	令和 7 年度	652	845	201	66	6
	令和 8 年度	645	839	198	65	6
	令和 9 年度	639	832	195	64	6
	令和 10 年度	632	826	191	63	6
	令和 11 年度	626	819	187	62	6
	令和 12 年度	619	812	183	60	6
	令和 13 年度	613	806	181	60	6
	令和 14 年度	606	799	177	58	6
	令和 15 年度	600	793	174	57	6
	令和 16 年度	593	786	170	56	5

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省、粟国村）

## 7. ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出抑制にあたっては、行政、住民及び事業者のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要となります。

### (1) 行政の役割

#### ① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

##### ・容器包装リサイクルの推進

容器包装ごみの分別収集に努めます。また、分別状態が悪い品目については、適切な分別を行うよう啓発・指導を行います。

##### ・リサイクル関連法に基づく広域的な取組の促進

リサイクル関連法に基づくリサイクルについて、周辺離島や沖縄県全域などの広域的な取組に参加、協力していきます。

##### ・家電4品目や小型家電品の回収体制の構築

家電リサイクル対象4品目のうち小売業者が引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等について、地域の実情に応じた回収体制の構築に努めます。

##### ・集団回収の促進

地域団体が行う集団回収は、リサイクル率の向上や村のごみ処理経費の削減につながることも地域団体の環境意識の向上が図られることから、その促進に努めます。

##### ・生ごみや草木等の利活用の促進

生ごみ、剪定枝・草木、農業集落排水汚泥などの廃棄物系バイオマス（有機系廃棄物）の利活用は、温室効果ガスの削減にもつながることから、地域の特性等に応じた適正な利活用の促進に努めます。

##### ・住民や事業者による取組の支援

住民の環境教育を支援するための団体等の活動支援、地域の住民や事業者の自主的な取組を支援するための仕組みづくりを積極的に行います。

##### ・地域循環共生圏（ローカル SDGs）の形成の促進

周辺地域等と連携・協働して地域資源を持続的に活用する社会（地域循環共生圏：ローカル SDGs）の形成に努めます。

#### ② 率先行動等

##### ・率先行動

事業者のお手本となるよう村の事務事業で発生するごみの減量化やリサイクルの推進に率先して取り組みます。また、グリーン購入を推進し、事業者や住民のグリーン購入を奨励します。

・普及啓発

住民等が、ごみの減量化やリサイクルの推進に自主的に取り組むよう、研修・説明会・広報等による普及啓発に努めます。

③沖縄県との連携・協力

沖縄県が実施する廃棄物処理対策に対して積極的に協力するとともに、廃棄物処理に対する住民の相談や不法投棄等の不適正処理に関する情報等を的確に把握し、速やかに連絡するなど沖縄県との連携に努めます。

(2) 住民の役割

①発生・排出抑制（リデュース）

- ・マイバッグを利用するなど、ごみの排出を抑制します。
- ・ものの購入に当たっては計画的に行います。
- ・食品については適量の購入、食べ切り、外食における適量の注文等により、食品ロスの削減に努めます。
- ・詰め替え製品や簡易包装の製品を利用します。
- ・ものは手入れや修理をしながら大切に長く使用します。

②再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）

- ・村の資源ごみ回収に協力します。
- ・日常で使用するものはできるだけ再使用するとともに、環境に配慮したものを優先的に選択するなどグリーン購入に努めます。
- ・フリーマーケットなどの中古品を活用します。
- ・リサイクル関連法の規定を順守し、循環型社会の構築に協力するとともに村などが実施する廃棄物の分別排出・回収に協力します。

③その他

- ・村が計画・実施するごみの排出抑制や適正な処理に関する施策に協力します。
- ・地域の美化活動や環境保全活動に積極的に参加します。

### (3) 事業者の役割

#### ①発生・排出抑制（リデュース）

- ・食材の調達や調理方法の工夫などにより、食品ロスの削減に努めます。
- ・原材料の選択、製造や輸送の工夫、過剰生産や返品等の原因となる商習慣の改善等によりごみの発生を少なくします。
- ・設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化の工夫をします。
- ・繰り返し使える商品、耐久性に優れた商品、処理が容易な商品を生産・販売します。
- ・容器包装の簡素化（包装材・梱包材の削減等）、エコバッグの利用を推進します。
- ・環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発を行います。
- ・利用頻度の少ないものはシェアしたり、リース品・レンタル品を活用します。
- ・使用機械や器具等の手入れや修理をしながら大切に長く使用します。

#### ②再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）

- ・村の分別リサイクルに協力します。
- ・使用済製品や部品、容器包装資材などは繰り返して使用します。
- ・リサイクルが容易な商品の開発・製造を行います。
- ・リサイクルが可能な素材等を使用します。
- ・環境に配慮したリサイクル製品を製造・販売します。

#### ③環境経営、その他

- ・地域の環境活動に積極的に参加・主催するなど、地域とともに環境を考える事業者を目指し行動します。
- ・環境マネジメント（ISO14001等）への取組、環境会計の導入、環境報告書の作成などにより環境管理に関するシステムの充実に努めます。
- ・物品やサービス等の購入・調達に当たっては、環境配慮型製品を優先的に選択するなどグリーン購入に努めます。
- ・従業員の環境意識の向上や環境教育の充実に図ります。
- ・廃棄物・リサイクル関連法を順守するとともに、村や沖縄県などが実施する廃棄物に関する施策に協力します。

## 8. ごみの分別区分の計画

ごみの分別区分は現状の分別区分を将来も維持するものとします。

なお、現状において登録世帯等のみが資源化している生ごみについて、全世帯を対象に資源ごみとして分別するなどの見直しを検討します。

表 2-21 ごみの分別区分の計画等

分別区分		収集形態	収集回数
もえるごみ	プラスチック類、ゴム・革製品、紙くず、紙オムツ、発泡スチロール、下着類・靴下、生ごみ（登録世帯等以外※）、草木、廃食油など	直営	2回/週
もえないごみ	金属類、小型の家電製品		1回/週
	陶器、ガラス類、茶碗、皿、鏡など		
	危険ごみ （スプレー缶、ライター、刃物）		
	有害ごみ （蛍光灯、電球等、乾電池）		
小型粗大ごみ	自転車、扇風機など		
家電リサイクル対象品目	テレビ、洗濯機など		
資源ごみ	缶類	3回/週	
	びん類		
	ペットボトル類		
	紙類		
	草木		
	生ごみ（登録世帯等のみ※）		
大型粗大ごみ	タンス、机、ベッドなど	直接搬入	—

※生ごみは、登録世帯（事業所含む）のみ資源ごみとして収集します。それ以外はもえるごみとして収集します。

## 9. 収集・運搬計画

### (1) 収集・運搬の主体

ごみの収集・運搬については、一般家庭及び事業者から排出されるごみについて、ともに直営により収集・運搬を行っていくものとします。

### (2) 収集対象区域

収集対象区域については、村内全域とします。

### (3) 収集方式

収集方式については、もえるごみ、もえないごみ、小型粗大ごみ、家電リサイクル対象品目及び資源ごみについては戸別収集方式により行っていくものとし、粗大ごみについては直接搬入によるものとします。なお、粗大ごみについては、戸別収集方式への変更及び有料化の導入を検討するものとします。

## 10. 中間処理計画

### (1) もえるごみの処理

もえるごみの処理は、那覇・南風原クリーンセンターに焼却処理等を委託していくものとします。なお、現状において大部分の生ごみは、もえるごみとして排出され焼却処理されていますが、将来的には資源ごみとして分別収集し、資源化を行っていくことを検討します。

### (2) もえないごみ及び粗大ごみ、有害ごみの処理

もえないごみ及び粗大ごみの処理は、最終処分場の前処理施設において、破碎、切断、選別処理等を行い、可燃性残渣は小型焼却炉による焼却処理、不燃性残渣は粟国村一般廃棄物最終処分場（埋立処分地）において埋立処分を行うものとします。また、金属等の有価物については、再資源化を行っていくものとします。

有害ごみは、場内貯留の上、業者に処理委託しており、今後も当該処理を継続していくものとします。

### (3) 資源ごみの処理

資源ごみの処理は、最終処分場の前処理施設において選別、圧縮処理等を行い、再資源化を行っていくものとします。また、資源化不適物については、小型焼却炉による焼却処理や粟国村一般廃棄物最終処分場（埋立処分地）への埋立処分を行います。

なお、村内の登録世帯等から分別排出された生ごみについては、環境衛生処理施設において堆肥化を行っていくものとします。

#### (4) 適正処理困難物について

現在、村で回収していない廃タイヤや使用済バッテリーなどの適正処理困難物について、不法投棄や敷地内での放置につながっており、これらを適正に処理するため、村による有料回収を検討するものとしします。

#### (5) ごみ処理の広域化・施設の集約化について

平成 26 年度に策定された「離島ごみ処理広域化方策報告書」（以下、「離島広域化報告書」という。）において、本村、那覇市、南風原町、座間味村、渡嘉敷村及び渡名喜村の 6 市町村による広域化が望ましいとされています。また、令和 3 年度策定の「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」においても、離島広域化報告書の内容を踏まえ、令和 12 年度までに当該 6 市町村の広域化を目指すものとしています。

本村は平成 27 年 10 月より那覇市・南風原町環境施設組合にもえるごみの焼却処理を委託しており、令和 6 年度現在においては、本村、那覇市、南風原町及び座間味村の 4 市町村において、ごみの広域処理が行われています。

### 11. 最終処分計画

もえないごみや粗大ごみ、資源ごみ等の処理残渣については、粟国村一般廃棄物最終処分場において、埋立処分を行っていくものとしします。

なお、有価物については、できるだけ回収し再資源化を行い、最終処分量の減量化に努めていくものとしします。

## 12. 大規模災害時の廃棄物処理について

### (1) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理に関しては「栗国村地域防災計画」（2019年3月、栗国村防災会議）に規定されており、以下にその抜粋を示します。

#### ①災害廃棄物処理体制の確保

村は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」、または、これらを踏まえ、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保します。

瓦礫等障害物の集積場所は、村内の公園や広場及び運動場等を利用するものとします。なお、廃棄物処理が村のみでは困難な場所は、県に対し、情報提供や技術的な助言等を要請します。

#### ②仮置場、最終処分地の確保

村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則としますが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について村を支援します。

#### ③リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めます。

#### ④環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有害物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとします。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定

本村の災害時の廃棄物処理は、当面は地域防災計画に基づき対応していくものとしませんが、今後は環境省の「災害廃棄物対策指針」や沖縄県の「沖縄県災害廃棄物処理計画」、本村の地域防災計画等を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定について検討します。

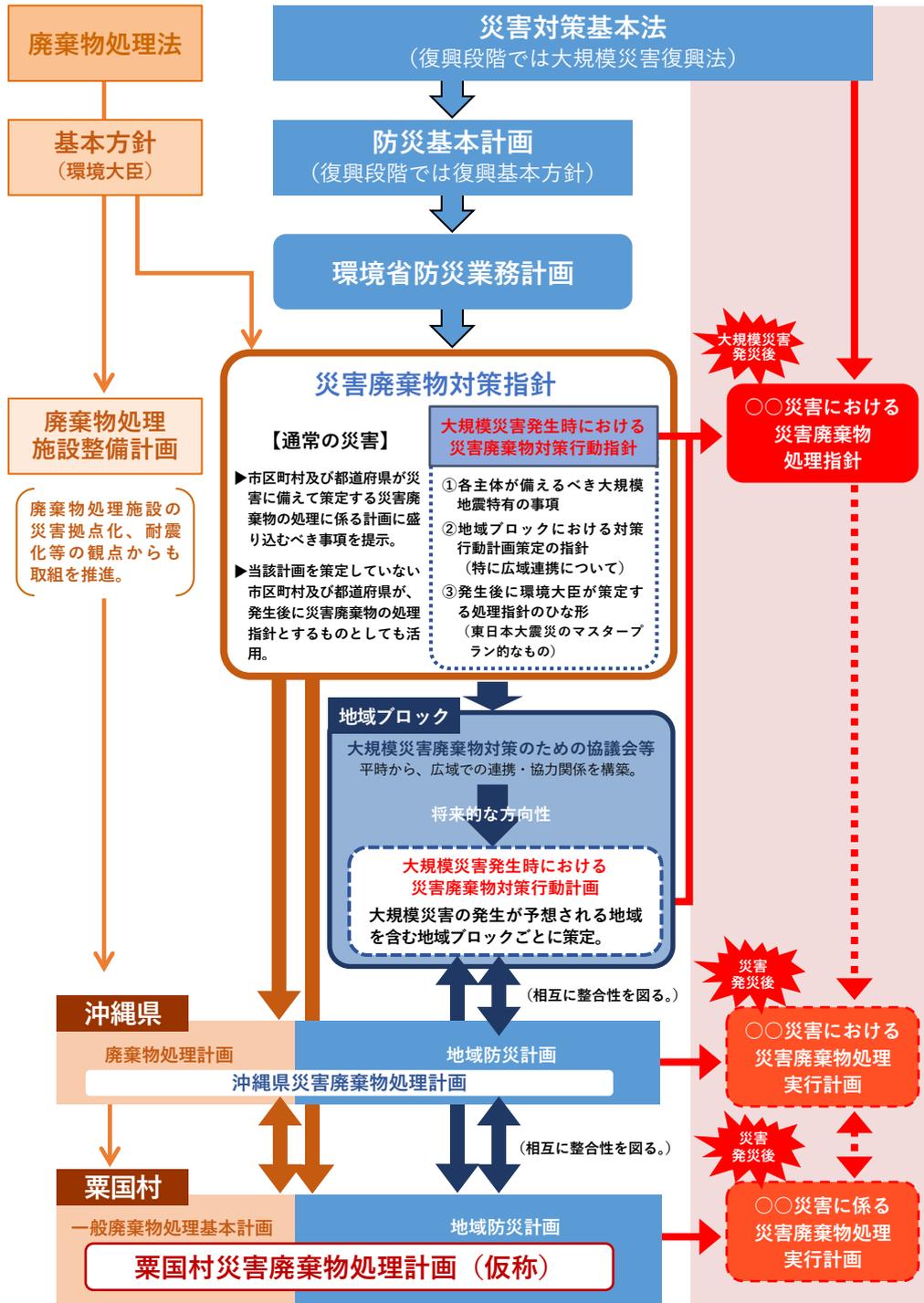


図 2-21 栗国村災害廃棄物処理計画（仮称）の位置付け

### 第3章 生活排水処理基本計画

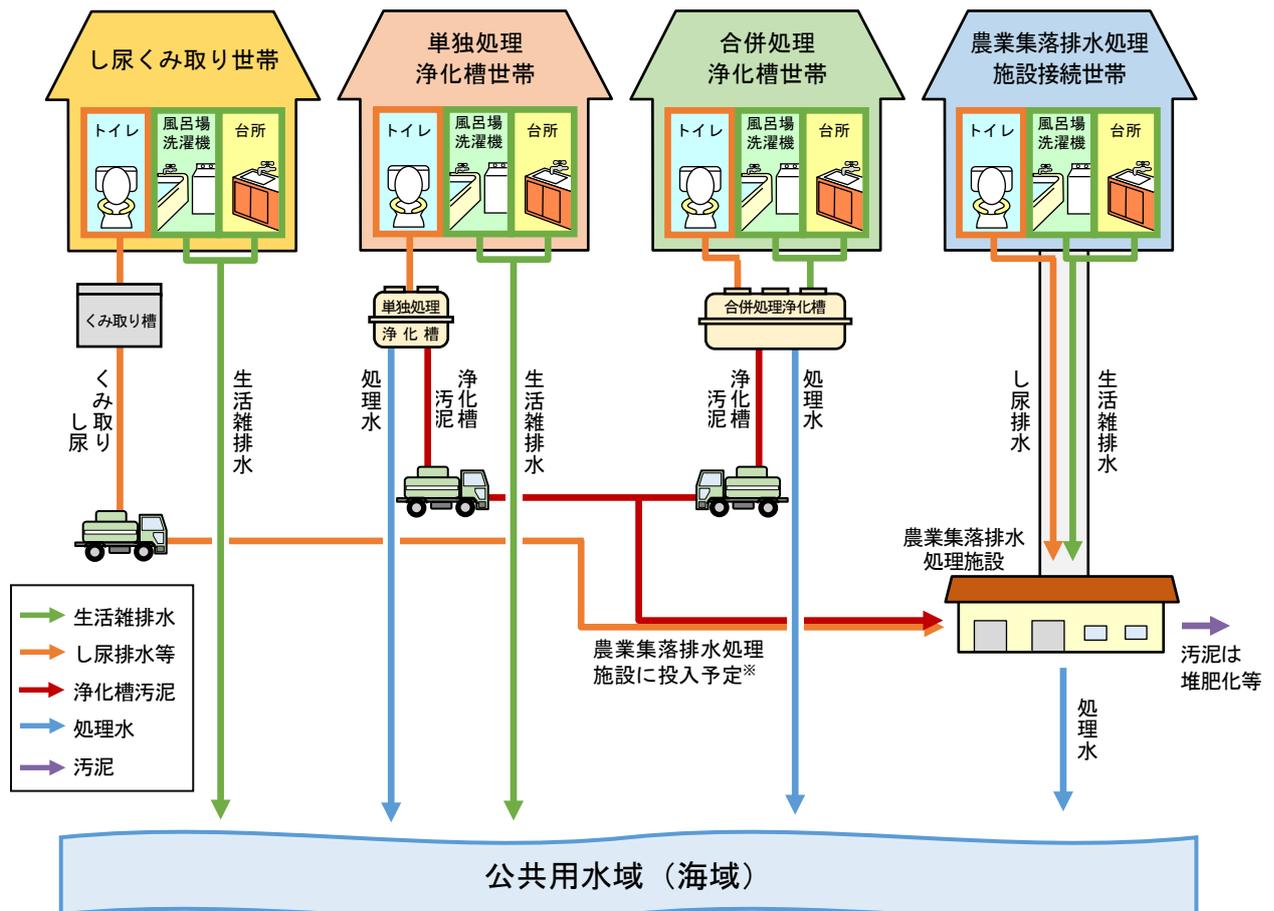
#### 1. 生活排水処理体制

生活排水は、各家庭の台所やお風呂などから排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿排水に分けられます。

生活雑排水は、農業集落排水処理施設接続世帯については、当該施設において汚水を処理した後に公共用水域に放流されます。一方、し尿くみ取り世帯から排出される生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されています。

し尿排水は、農業集落排水処理施設接続世帯については、生活雑排水と同様に処理されています。し尿くみ取り世帯から排出されるし尿は、農地還元を行っていましたが、今後は、浄化槽世帯の浄化槽汚泥とともに、農業集落排水処理施設に投入し、処理を行うものとしています。

なお、農業集落排水処理施設の処理により発生した汚泥は、堆肥として利用しています。



※収集したし尿及び浄化槽汚泥は農業集落排水処理施設に投入して処理する予定となっています。

図3-1 生活排水処理体系

## 2. 施設整備状況

### (1) 農業集落排水処理施設・農業集落排水資源化施設

農業集落排水処理施設接続世帯から排出された汚水は、栗国村農業集落排水処理施設において処理し、当該施設から排出される濃縮汚泥は、栗国村農業集落排水資源化施設において処理しています。

以下に施設の概要を示します。



図3-2 農業集落排水処理施設 外観

表 3-1 栗国村農業集落排水処理施設の施設概要

項目	内容
施設名称	栗国村農業集落排水処理施設
計画人口	処理対象人員 1,050 人
計画処理水量	日平均 284 m <sup>3</sup> /日
処理水質	BOD
処理方式	流量調整嫌気濾床、接触ばっ気方式

表 3-2 栗国村農業集落排水資源化施設の施設概要

項目	内容
施設名称	栗国村農業集落排水資源化施設
処理方式	脱水処理（堆肥として申請中）
汚泥発生量	150.8 m <sup>3</sup> /年（令和 5 年度実績）
脱水汚泥量	15.1 m <sup>3</sup> /年（令和 5 年度実績）

### 3. 生活排水処理の現況

本村の生活排水処理人口及び処理量の実績を以下に示します。

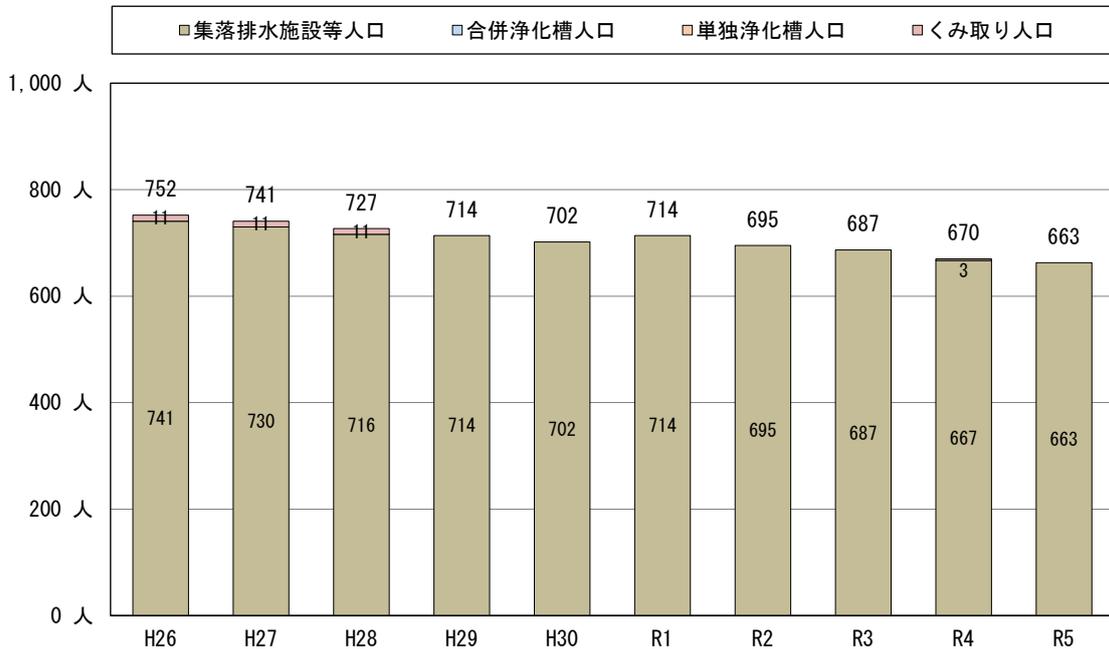


図3-3 栗国村の生活排水処理人口の実績

表3-3 栗国村の生活排水処理人口の実績

単位：人

年度	集落排水施設等人口	合併浄化槽人口	単独浄化槽人口	くみ取り人口	生活排水処理人口計
平成26年度	741	—	—	11	752
平成27年度	730	—	—	11	741
平成28年度	716	—	—	11	727
平成29年度	714	—	—	—	714
平成30年度	702	—	—	—	702
令和元年度	714	—	—	—	714
令和2年度	695	—	—	—	695
令和3年度	687	—	—	—	687
令和4年度	667	—	—	3	670
令和5年度	663	—	—	—	663

※合併浄化槽、単独浄化槽及びくみ取り槽については、空き家等に設置されている事例が確認されていますが、その詳細な実態は不明であり、確認できた人口のみ記載しています。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省、栗国村）

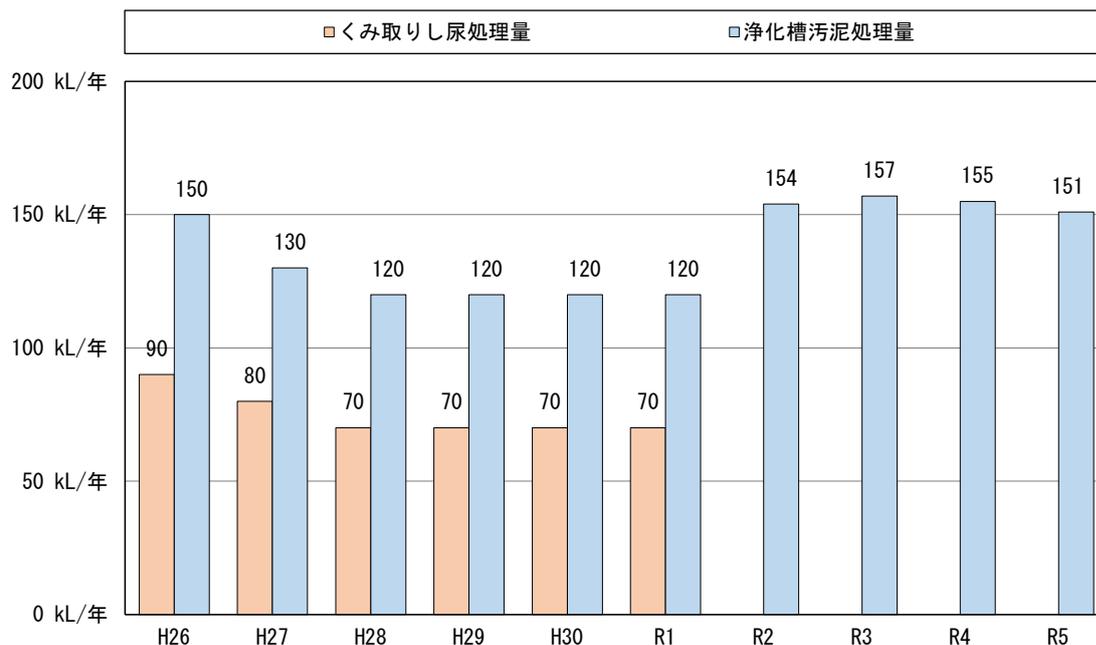


図3-4 栗国村の生活排水処理量の実績（年間処理量）

表3-4 栗国村の生活排水処理量の実績 単位：kL/年

年度	くみ取りし尿処理量	浄化槽汚泥処理量	生活排水処理量計
平成26年度	90	150	240
平成27年度	80	130	210
平成28年度	70	120	190
平成29年度	70	120	190
平成30年度	70	120	190
令和元年度	70	120	190
令和2年度	—	154	154
令和3年度	—	157	157
令和4年度	—	155	155
令和5年度	—	151	151

※令和2年度から令和5年度のかみ取りし尿処理量は不明となっていますが、前年度までと同程度の量（70～90kL/年程度）が処理されたと想定されます。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省、栗国村）

#### 4. 生活排水処理の課題

##### (1) 農業集落排水に係る課題

農業集落排水処理施設の整備に伴い、ほとんどの世帯が当該施設に接続していますが、接続を行っていないし尿くみ取り世帯も存在します。し尿くみ取り世帯の生活雑排水（台所やお風呂などから出る排水）は、未処理のまま公共用水域に排水され、水質汚濁の原因となっています。

今後は、未接続世帯に対し、広報活動や意識啓発活動などにより、農業集落排水処理施設への接続を働きかけていく必要があります。また、接続が困難な地域については、合併処理浄化槽の整備などを働きかけていく必要があります。

##### (2) 収集・運搬に係る課題

農業集落排水処理施設への接続を行っていないし尿くみ取り世帯が存在します。また、接続が困難な地域については合併処理浄化槽により処理を行う必要があることから、将来にわたってし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制の確保が必要となります。

今後は、収集・運搬体制の確保、効率的な運用方法等について検討が必要です。

##### (3) し尿及び浄化槽汚泥の最終処分に係る課題

し尿くみ取り世帯及び合併処理浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理（最終処分）について、適切で効率的な処分体制の確立を検討する必要があります。

##### (4) 災害時のくみ取り世帯等の被災に係る課題

台風や地震などの大規模災害時には、くみ取り槽や浄化槽は床下浸水で水没したり、破損等により槽内に雨水・土砂が流入したりするため、公衆衛生上の観点から被災後、速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となります。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るために、栗国村地域防災計画に基づき、平時から被災時の処理体制や対応方法等の確認・準備を行い、災害発生時に備えるものとします。

なお、災害時のし尿等の処理への対応については、栗国村地域防災計画に一定の対応方針は示されていますが、きめ細やかな対応を図るため、災害廃棄物処理計画の策定を検討し、詳細なし尿等の収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制などについて示しておくことが必要となります。

## 5. 生活排水処理の将来量について

農業集落排水処理施設の整備に伴い、ほとんどの世帯が当該施設に接続しています。しかし、本村では、し尿くみ取り世帯及び合併処理浄化槽世帯の実態把握が十分でないことから、生活排水処理量の将来予測は困難な状況となっています。

今後は、し尿くみ取り世帯及び合併処理浄化槽世帯の実態把握に努め、くみ取りし尿や浄化槽汚泥の発生見込み量を把握し、計画的なし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬、処理・処分等に努めていくものとします。

## 6. 生活排水処理対策

生活排水処理対策にあたっては、行政、住民、事業者のそれぞれが主体的に適切な役割を担い、取り組んでいくことが必要になります。

### (1) 行政における取組

#### ①生活排水の施設整備に関する取組

- ・し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯の実態調査
- ・農業集落排水処理施設未接続世帯への接続推進
- ・農業集落排水処理施設への接続が困難な地域での合併処理浄化槽整備の推進
- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬、処理・処分体制の確保

#### ②生活排水の適正管理に関する取組

- ・浄化槽の適正管理の周知
- ・事業者への適正排水の周知

#### ③生活排水に係る資源化に関する取組

- ・栗国村農業集落排水資源化施設にて生産される堆肥の利用促進

#### ④生活排水処理対策の啓発普及に関する取組

- ・村の広報、ホームページなどを活用した生活排水処理対策の啓発
- ・生活排水処理対策の意識啓発の広報活動（ポスター・パンフレットなどの作成、配布）

### (2) 住民における取組

#### ①生活排水の施設整備に関する取組

- ・農業集落排水処理施設への接続
- ・合併処理浄化槽の整備（農業集落排水処理施設への接続が困難な地域）

## ②生活排水の適正管理に関する取組

- ・調理くず・廃食用油の適正処理（排水として流さない）
- ・米のとぎ汁を植木などの散水へ利用する
- ・洗剤、石鹼は適量を使用する
- ・洗濯排水などをベランダなどから排水しない
- ・アクリルたわしの利用
- ・無洗米の使用

## ③生活排水に係る資源化に関する取組

- ・お風呂の残り湯を洗濯などに再利用する
- ・雨水、中水の積極利用

## ④生活排水処理対策の啓発普及に関する取組

- ・村や沖縄県の実施する生活排水処理に関する各種施策への協力

## (3) 事業者における取組

### ①事業排水の施設整備に関する取組

- ・農業集落排水処理施設への接続
- ・合併処理浄化槽の整備（農業集落排水処理施設への接続が困難な地域）

### ②事業排水の適正管理に関する取組

- ・適正な排水管理、処理（水質汚濁防止法の順守）
- ・調理くず・廃食用油の適正処理（排水として流さない）

### ③事業排水に係る資源化に関する取組

- ・雨水、中水の積極利用

## 7. 生活排水の処理計画

### (1) し尿くみ取り世帯

生活排水の適正処理のため、農業集落排水処理施設への接続の必要性について意識啓発を行っていきます。

### (2) 合併処理浄化槽

農業集落排水処理施設への接続が困難な地域において、生活排水を適正処理するため、合併処理浄化槽の設置の必要性について意識啓発を行っていきます。

### (3) 農業集落排水処理施設

生活排水の適正処理のため、農業集落排水処理施設への接続を推進します。

## 8. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

### (1) 収集・運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、直営または委託による収集・運搬を行います。なお、し尿及び浄化槽汚泥の排出量の変動に応じ、許可業者による収集・運搬も含め、より効率的な収集・運搬体制の確立を図る必要があります。

### (2) 収集対象区域

収集対象区域は、村内全域とします。

### (3) 収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の排出量について常に把握しつつ、より合理的な収集・運搬体制を確立するため、適宜検討を行います。

## 9. し尿及び浄化槽汚泥の最終処分計画

栗国村農業集落排水処理施設から排出される濃縮汚泥は、栗国村農業集落排水資源化施設において堆肥化を行っていきます。また、生産される堆肥の利用を推進します。

し尿及び浄化槽汚泥の処理（最終処分）については、その適切な処分体制を確立するため、適宜検討を行います。